

2015 年度 研究年報

MIGA ANNUAL REPORT

明治大学国際総合研究所



MIGA

Meiji Institute for Global Affairs

目次

1. はじめに	2015 Review 所長ご挨拶	1
2. 明治大学国際総合研究所 (MIGA) について		
	設立趣旨	2
	研究方針	
	2015 年度 MIGA メンバー	3-4
	研究所年表 2015-2016	5
3. 研究活動概要		
【研究概要】		
アジア太平洋の新秩序		
経済相互依存と外交・安全保障		6-13
公海ガバナンス		14-19
中東に関する現状分析・調査		
中東地域の政治・社会構造変動の研究		20-26
東アジア経済統合		
ASEAN を中心とした新興国のコーポレートガバナンスに関する調査		27-32
東アジア地域協力		
中国の勃興が与えるアジア諸国の変貌を日本との関係で考える		33-35
EU 研究		
E U の展開と現代的課題の分析、研究		36-38
医療政策		
海外の医療機器メーカーの海外展開戦略に関する調査		39-41
医療技術評価		42-49
情報技術の深化と政策		50-52
グローバルファイナンス		
グローバル経済に於ける企業経営とファイナンス		53-60
【研究連携】		
国際大学との共同研究		
アジア太平洋地域と国際関係学		61-64

GLOBAL NETWORK

米国のサイバーセキュリティ政策及び個人情報保護の動向	65-67
----------------------------	-------

4. 発信活動

MIGA シンポジウム	68-72
国際会議への出席	73
MIGA HP (MIGA コラム、学部間共通総合講座)	74-76
報告書等	77

明治大学国際総合研究所設置要綱	78-80
-----------------	-------

1. はじめに

2015-2016 Review

明治大学国際総合研究所所長 林 良造



所長ご挨拶

国際総合研究所は、明治大学に基盤を置くシンクタンクとして 2011 年に設立されました。そのミッションの中核は、新たな段階を迎えた国際政治経済環境の中で、日本の役割を再定義し、安全保障と世界経済の持続的成長のための諸課題を解決する知的貢献を行うことにあります。

本研究所は、解決策の模索のために、学界のみならず産業界、政官界の知識と知恵を結集することに主眼を置いており、このような活動にとって最適の場所である東京の中心地、御茶ノ水にあります。これらの分野をリードする教授やフェローには、元外務大臣である川口順子特任教授、歴史学の大家であり中東問題に詳しい山内昌之特任教授、CFO 協会の理事長を務める藤田フェロー、日本経済新聞の論説主幹などを務めた岡部フェロー、NTT データの社長やソフトウェア協会の会長を歴任した浜口フェロー、経済産業省で経済産業政策の責任者であった林良造所長に加え多くの第一線の研究者、実務家が就任しています。これらの方々の指導のもとに、東アジアの安全保障プロジェクト、中東中央アジア研究会、公海の法秩序、東アジア経済統合プロジェクトの深化などアジア地域の安全保障の研究を進めてまいりました。また、持続的成長のための政策分野でも、日本を含む主要国の共通課題であるコーポレートガバナンスのあり方、医療政策、大きく開花しつつある最先端の情報技術の利活用の促進や個人情報保護の在り方を含む情報ネットワークの脆弱性に関する研究を進めています。

また、これらの研究活動と併せて、単独または共同で、シンポジウムやワークショップを行ってきています。2015 年度の主要行事には、「アジア太平洋地域の平和と発展に向けて」「金融経済情勢とグローバル経営に於ける企業の財務戦略」「ICT と地方創生」「医療等 ID」などがあります。

本研究所では、今後もこれらの活動を、政策提言・学術的貢献に結び付け、また、シンクタンク・大学などの国際的知的ネットワークを作り上げることを目指しています。

A handwritten signature in black ink, likely belonging to Ryozo Hayashi, the President of the institute.

2. 明治大学国際総合研究所（MIGA）について

設立趣旨

20 世紀後半から加速度的に進行した技術革新とグローバリゼーションによって、世界の経済秩序・安全保障秩序は大きく変わってきました。これにより、多くの国で経済的繁栄がもたらされる一方、経済および安全保障の両面において様々な問題が生じています。

国際総合研究所（MIGA）は、このような世界の情勢を踏まえ、世界が持続可能な成長を通じ平和と繁栄を享受するために、さまざまな経済リスクの制御、外交・安全保障環境の安定化、さらなる技術革新とその制御、グローバルな企業経営の規律などの諸問題の解決策の提言を行います。

これらの諸課題は、国の枠組みを超えた知恵の結集が切望されている課題でもあります。また、今後ますますグローバル化が進む中、日本が孤立化を避け、経済的・知的に世界の有力な一翼を担い続けるためには、日本と世界との交流を活発化するための基盤を強化することが不可欠です。MIGA は、そのような基盤を提供することを目指します。

研究方針

MIGA では、大きく「国際関係・安全保障」と「経済政策」の2分野のもと、テーマ毎に研究プロジェクトを設置しています。各研究プロジェクトでは、明治大学内外の研究者、経済・産業界、政策担当者、国際的な有識者などをメンバーに、定期的に研究会を開催し、報告会において、その成果物（政策提言、学術論文）を発信しています。

研究は、MIGA の独自研究のほか、他の研究機関との研究協力、受託研究等の形態により行われます。また、研究会から報告会の各段階で、フェロー、外部有識者を交えたレビューを実施、産業界・政策担当者・アカデミクス間の議論を重視し、ERIA 等海外の研究機関・研究者との連携も重視しています。

このほか、シンポジウム・セミナーの実施等によって、社会の幅広い層への議論の喚起を行います。

2015 年度 MIGA メンバー

所 長	林 良造	研究・知財戦略機構特任教授
副所長	坂本 恒夫	経営学部教授
所員等	川口 順子	研究・知財戦略機構特任教授
	山内 昌之	研究・知財戦略機構特任教授
	大西 昭郎	研究・知財戦略機構客員教授
	山口 英	研究・知財戦略機構客員教授
	萩原 誠司	研究・知財戦略機構客員教授
	清貞 智会	研究・知財戦略機構客員教授
	中川 恵	研究・知財戦略機構客員教授
	根津 利三郎	研究・知財戦略機構客員教授
	藤田 純孝	国際総合研究所フェロー 客員研究員
	岡部 直明	国際総合研究所フェロー 客員研究員
	浜口 友一	国際総合研究所フェロー 客員研究員
	西村 英俊	国際総合研究所フェロー
	三和 裕美子	商学部教授
	小林 尚朗	商学部教授
	伊藤 剛	政治経済学部教授
	加藤 久和	政治経済学部教授
	中西 晶	経営学部教授
	鎌江 伊三夫	研究・知財戦略機構客員研究員
	関山 健	研究・知財戦略機構客員研究員
	奥村 準	研究・知財戦略機構客員研究員
	廣澤 孝夫	研究・知財戦略機構客員研究員
	鎌江 一平	国際総合研究所共同研究員
	瀧 知也	国際総合研究所共同研究員
	佐藤 智晶	国際総合研究所共同研究員
	劉 曉燕	国際総合研究所共同研究員
	李 永シュ	国際総合研究所ポスト・ドクター
	山中 達也	国際総合研究所ポスト・ドクター
	深澤 光樹	国際総合研究所ポスト・ドクター
	大橋 照永	国際総合研究所客員研究員
	中島 健雄	国際総合研究所客員研究員
	渡辺 健	国際総合研究所客員研究員
	Alexander Suda Coley	国際総合研究所客員研究員

Jennifer Friedman

上田 尋一

黒河 昭雄

久江 圭子

権 善喜

夏村 徳彦

野地 もも

国際総合研究所客員研究員

国際総合研究所補助研究員

国際総合研究所補助研究員

国際総合研究所補助研究員

国際総合研究所補助研究員

国際総合研究所補助研究員

国際総合研究所補助研究員

研究所年表 2015-2016

2015	4 月	第 1 回定例会 開催 アジア太平洋の新秩序（深化した経済相互依存と安全保障研究会）国際シンポジウム開催
	5 月	第 1 回運営委員会開催
	6 月	第 2 回定例会開催
	7 月	第 3 回定例会開催 アジア太平洋の新秩序（アジア太平洋地域と国際関係学研究会）国際シンポジウム開催
	8 月	医療政策（海外の医療機器メーカーの海外展開戦略に関する調査研究会）MIGA 共催シンポジウム開催 Annual Report 2014 発行
	9 月	
	10 月	第 4 回定例会 第 2 回運営委員会開催 医療政策（医療技術評価研究会）国際シンポジウム開催
	11 月	第 5 回定例会
	12 月	第 6 回定例会
2016	1 月	第 7 回定例会
	2 月	
	3 月	第 8 回定例会開催 第 3 回運営委員会開催 グローバルファイナンス研究会 シンポジウム開催

3. 研究活動概要

➤ 研究概要

アジア太平洋の新秩序

経済相互依存と外交・安全保障

研究目的

現在、一国では対処しきれない問題が世界随所で起きており、地域横断的・グローバルな問題対処の必要性が史上かつてないまでに高まっている。そのためには安定した地域、域内諸国の協力・協調が不可欠である。アジア太平洋地域においてその基礎に大きな影響を与えるのが、米中間のパワー・シフト（力関係の変化）であり、地域の将来を形作る中核となる。

上記を背景に、以下三つに研究テーマを分け、2014年度から3年計画で研究を進めている。

- | | |
|--------------------|----------|
| ① 21世紀における大国とは何か | (2014年度) |
| ② 経済相互依存と外交・安全保障 | (2015年度) |
| ③ アジア太平洋での共存共栄のかたち | (2016年度) |

上記の通り、2年目の本年度は「経済相互依存と外交・安全保障」というテーマで研究を進めた。現在、アジア・太平洋地域にはWTOに加えて、数多くの二国間、多国間の自由貿易・投資協定が存在する。これらを通じて、各国間の経済相互依存関係はかつてなかったレベルの深まりをみせている。また相互依存関係は、貿易・投資のみならず金融・技術等の分野でも深まっている。現在、最新鋭のF35戦闘機も9か国の協力のうえに開発が可能になり、経済の血液といわれる金融における相互依存は、貿易・投資とは異なった次元の意味合いを持つと思われる。

経済の相互依存関係が外交・安全保障にとって、どのような意味合いを持つのかは従来から議論されてきたところであるが、この問題は歴史的議論としてではなく、国際社会に今生じている相互依存関係の現実を踏まえて実証的に議論されるべきと考えた。すなわち、国家間に存在する、過去とは質的に異なる強い経済的な結びつきが、外交・安全保障分野における国家の行動にどの程度の影響を及ぼすのか（あるいは及ぼさないのか）である。

このため、東京財団と共催でアジア太平洋新秩序研究会を開催し、学内外の委員及び外部の有識者の協力を得て、議論・検討を進めた。また、年度のまとめとして、米・中・インドネシアか

ら有識者を招聘して国際シンポジウム「中国はどのような『大国』か？」を行った（開催日は年度を越えて4月25日となった）。

研究内容（活動内容）

既に述べたとおり、当該テーマでは本年度、国際社会に今生じている相互依存関係の現実を踏まえて実証的に議論することを目的として研究を進めた。まず、「紛争抑止と相互依存」に関する従来の研究を押さえた上で、中国の台頭下におけるアジア太平洋地域での経済的相互依存と紛争抑止を理論的に整理し、その後、以下の具体的な領域に分けて「紛争抑止と相互依存」の実態と展望について検討した。

1. 資源・エネルギーを巡る新たな動きとエネルギー安全保障
2. 米中の相互依存関係とサイバーセキュリティ
3. 貿易投資の相互依存—ジェトロ世界貿易投資報告を中心に—
4. 中国の戦略地政学的な貿易政策における日中韓 FTA の役割
5. 金融と相互依存—米中関係と日中関係—
6. 技術と相互依存
—デュアルユース技術をめぐる日米中の政策と日本へのインプリケーション—

また、その内容の要点・要約については以下の通りである。

1. 資源・エネルギーを巡る新たな動きとエネルギー安全保障

エネルギー安全保障を国家間の相互依存から見た場合、国内で生産し海外依存度が減るという部分では相互依存が深まらないと言えるかも知れないが、技術革新の分野で国家間の協力が活発化し、相互依存が深まって行くとも言える。いくら多くの海底資源やシェールガスがあろうとも、それを低コストで安定的に、持続可能的に回収することができなければ意味がない。この観点からすると、日本のエネルギー安全保障における武器は技術力であることから、それをどう上手く資源外交で反映させるかが重要となる。また、現時点では、どの国が技術をリードするかは分からないが、米国は国家が企業と共にクリーンエネルギーと技術力革新に本腰を入れていることから今後もアメリカがこの領域でも牽引国となる可能性が高い。

2. 米中の相互依存関係とサイバーセキュリティ

インターネットがきわめて重要な社会インフラであることを前提にサイバー攻撃問題が注目を集める昨今、サイバー空間において攻撃の相互抑止が成り立つかとの問いに対して、攻撃を誰が

行っているのかわからなくても、そのホスト国が責任をもって犯人を突き止めないのであれば報復するという態勢を採ることによって抑止が成り立ち得ると理論上は言える。ただし、STUXNETのような例外を除き、現況ほとんどのサイバー攻撃がサイバー空間での諜報活動に留まっている。攻撃元の特定も迅速にできるようになってきていることから匿名での攻撃は容易ではなくなりつつある。しかし、米軍のシステムの脆弱性を探る人民解放軍のサイバー空間での動向は戦争に備える行為であり、米国は警戒している。中国国内からもサイバーセキュリティ対策向上の要請が高まっており、共産党のリーダーシップの統制がこれらの問題に対してどこまで利くのか注目される。日本についてはサイバー対策の領域でも第21条等憲法上の制約がある中、日米の連携によって対応力、抑止力を高めることが急務となっている。

3. 貿易投資の相互依存—ジェトロ世界貿易投資報告を中心に—

現在、各国の輸出依存度は上昇傾向にある。国別の輸出依存度については1980年と2014年を単純に比較しただけでも依存度の上昇が各国認められる（例えば米国の7.7から9.3）。依存先については各国とも米国への依存度は高いが、24年の間に中国への依存度も上げている（中国への輸出構成比は、日本が3.9から18.3）。ただし、輸送コストは原油価格に左右されつつも相当程度下がっており、これ以上に下がることはなかなか期待できない。したがって、それを起点とした輸出依存度拡大は余り望めない。関税率も相当下がってきている。一方で、例えばアジアではインフラ面でのコネクティビティが欠けており、インフラ整備が輸出依存度拡大のブッシュ要因になり得る。これらが複合し2030年までは緩やかに輸出依存度が伸びてくるだろう。

また、近年では世界貿易に参加する国が増えると共に、主要貿易国の構成に占める新興国のシェアが高まりを見せている。まず、国が増えているという点で、貿易面でも国際的な相互依存が拡大していると言える。ただし、イメージとしては「分散」がポイントになる。輸出は中国に集中しているが、このシェアが今後は分散していくことが見込まれる。2000年代は中国が中心となって世界貿易を押し上げてきたが、人件費上昇などを背景に中国以外の新興国に新規投資を振り向ける動きも活発化しており、長期的には中国以外の新興国からの輸出が相当程度増えるのではないかと見込まれる。輸出が伸びつつ相互依存を高めながらシェアが現在の不均一分散からより均一分散となっていくだろう。

さらに、トレンドとしては先進国の貯蓄率が下がっているが、そうなると海外からの投資を呼び込まなくてはならないので、先進国は新興国などからの海外資金への依存を高めることが考えられるが、ここでも鍵は分散ということであろう。貯蓄率は先進国も含め確実に減ってくるが、

貯蓄率は人口ボーナス期に増加する傾向があり、新興国では国内貯蓄が増加し、国内投資の資金源となる。一方、マレーシアなどでは、貯蓄率は極めて高いが、国内の投資先があまりなく、その資金が政府系投資機関を通じて積極的に海外に還流している国もある。同様に、中国からの海外投資についても今後期待されるところであろう。

4. 中国の戦略地政学的な貿易政策における日中韓 FTA の役割

中国の日中韓自由貿易協定（FTA）構想への見方は時期を追って進化してきた。1990 年代後半から 2000 年代にかけてはアジア通貨危機に対応する政策連携の一環や回復戦略として捉えられており、2000 年代半ばになると焦点が世界貿易機構（WTO）に移り日中韓 FTA 構想への関心度が下がった。しかし、2010 年代に入り、米韓 FTA や環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）の締結を意識し、日中韓 FTA への関心が高まっている。また、全人代などの国内論議を見ても中国の自由貿易に対するアプローチは徐々に戦略的なものと進化して行っている。これは、中国の国営企業は貿易システムのルールが TPP に基づけば日中韓 FTA でのそれよりもより厳しい国際競争に晒されるのではないかという危機感に直面しているからである。また、TPP によって米国にアジアでの貿易システム再構築や経済統合のイニシアティブを取られるのではなく、日中韓 FTA を通じた中国のイニシアティブを発揮したいとの戦略的思惑も否定できない。

ただし、日中韓の間において信頼が十分醸成されていない、歴史・領土問題で対立している、中国の海洋進出に代表される拡張への意図など透明性において周辺国の懸念が高まっている、三国と米国との距離感が違うなど日中韓 FTA 実現に向けては障害も少なくない。加えて、TPP の作り出す流れと勢いは今後アジアの経済統合において無視できない要素であり続け、特に日本の関心と資源の多くがそこに注がれることが見込まれる。

このような中で、日中韓 FTA と並行して、あるいは代替として中国が韓国との二国間 FTA を優先させる、中国がその他の国との二国間 FTA 締結に向けて動く、東アジア地域の包括的経済連携（RCEP）後押しを強化する、アジアインフラ投資銀行（AIIB）や BRICs 銀行や一帯一路（OBOR）構想を推進する等の場合に、それらが地域を如何に安定させ、更なる発展とどう繋がるのかが焦点となる。

5. 金融と相互依存—米中関係と日中関係—

国際金融のグローバル化が進んでいる。そこでは、どうやって金融市場の安定を維持するかが重要な課題となる。その安定性の展望において鍵となっているのが中国による国際金融での人民元の国際化とその影響力向上への動きだが、それは二通りの見方ができる。

一つは、米ドルに依存していると安全でないため自国に関わる取引に限り人民元を使いたいという「防衛的」な意識が働いているのではないかという見方である。この視点からすると、「対米国」「対既存の国際金融システム」「対ドル」などのための人民元国際化ではなく、特に中国は自国がかかわる二国間に関する限りで人民元国際化を進めている。また中国は自国と相手国との取引で人民元取引が有利になるよう工夫している。ただし、このように金融での米ドルの重要性は下がらずとも、相対的に人民元の比重が増してきている現状において、国際金融の安定をどう保つかは容易でない課題になる。

もう一つは、中国の二国間レベルでの人民元取引の増加は、長期的には米国への挑戦となるのではないかという見方である。ただし、昨今の中国経済成長率の鈍化を考えると、むしろ相対的な米ドルの価値が高まっている現状は否定できない。金融のグローバル化により、国家間の金融取引量は急激に増加しているが、その中で米ドルによる取引が一番増加している。金融世界における米国は依然として圧倒的なパワーを保有していると言え、米国による「金融の武器化」を梃子にした政治利用の可能性も否定できない。

また、国際政治・安全保障の側面からみれば、中国の人民元取引の拡大は挑戦に映るかもしれないが、金融の世界は非常にセンシティブで少し変なことをすれば大混乱が起きる。中国もそれはよく理解しているため、金融の世界では非常に抑制的に動いている。

さらに、今後の金融世界では、人民元の「信用性」が大きなポイントになってくる。今日の金融世界における相互依存にはその信用性が深く関わってくることから、それなしに人民元の拡大は難しい。そのような中、金融世界において米中が相互依存に進むのか、中国が米国から離れアジアと固まろうとするのかはさらなる分析が必要。

6. 技術と相互依存

—デュアルユース技術をめぐる日米中の政策と日本へのインプリケーション—

従来、軍事的に開発したものを民生利用（インターネットやGPS等）することが主流であったが、近年のトレンドとして民生技術の高まりを受け、それを軍事に転用するケースが増えている。この軍民双方で活用できる汎用性の高い技術をデュアルユース（DU）と呼ぶが、日米のよう

な同盟国間での共同開発を中心としたもののみならず、米中のような非同盟国間でも DU 技術の共有、その相互依存の高まりの大きな方向性は否定し得ないものになってきている。この相互依存の安全保障上のインプリケーションを考える上では、対立が深まる場合と関係が安定する場合の両方があり得るが、DU 技術の特性として問題が拡大するか否かは政治環境に左右される傾向にある。したがって、環境整備や政策的方向付けが極めて重要となる。

主な研究成果

実証する上で妥当と考え選定した上記サブテーマを相互依存と紛争抑止という切り口で深く議論した結果、とりわけ重要であると思われたのが、「金融と相互依存」の検討において、金融の領域では中国の人民元取引が拡大している実態がわかった点である。それが直接に金融世界における米国の相対的な衰退を意味するものではない点も重要である。つまり、金融のグローバル化により、国家間の金融取引量は急激に増加しているが、その中で米ドルによる取引が一番増加している実態を勘案すると、金融世界における米国は依然として圧倒的なパワーを持っていると言える。ただし、人民元、米ドルの絶対額の取引が拡大しつつ中国、米国の金融での相互依存が深まっていることは、双方による金融の「武器化」に繋がっていく可能性もあり、安全保障上のインプリケーションもかつてなく大きくなっていると見る事が出来る。これはあくまで一例であるが、このように本研究での検討を通じて国家間に存在する、過去とは質的に異なる新たな結びつきが、外交・安全保障分野における国家の行動に影響を及ぼしうる実態が存在することが明らかとなったと言える。

また、相互依存と紛争抑止を考える上で前年度の研究テーマであった「新たな大国間関係」について大国とは何かを大国の役割（大国間の紛争管理／グローバルイシューへの対応）を切り口に再検討したが、そのプロセスと本年度の研究成果を通じて来年度のテーマとなる「アジア太平洋での共存共栄のかたち」における課題やその方向性も部分的に明らかとなった。特筆すべきは、日本がアジアの大国であるとするならば中国を含むアジアに対する秩序や危機管理に関するビジョンを打ち出すことが大事であり、それがない限り日本のプレゼンスは下がっていくということが議論された点である。対して、AIIB や OBOR 構想など中国の提案が単純に自己利益の追求に終わる可能性が否定できない一方で、既存の国際秩序に異議を唱える点で一定の評価ができる。ただし、中国の提案が長期的に見た時に果たして世界の秩序作りのためになるのかどうか、あるいはそういった形になるよう国際的に中国を仕向けることができるのかが重要となる。また、大国の相対的な力のシフトがとりわけアジア太平洋地域では生じていることから、大国のあ

り方に対する答えも複雑化している。秩序安定のためのドライバースートには必ずしも大国が座らなくても良いという点で、柔軟かつ創造的な秩序構想が求められる。このように、「共存共栄のかたち」を考えるうえで研究上の大きなヒントが得られたことも今年度の成果であった。

「国際シンポジウム 2016」

また、2016年4月25日（月）には国際シンポジウム（参加者、約250名、テーマ「中国はどのような『大国』か？」）を明治大学グローバルホールにて開催し、2015年度の研究のまとめとした。

まず、土屋恵一郎学長の開会の辞に続き、高村正彦自民党副総裁を迎え基調講演「平和安全保障法制—日本とアジア太平洋の平和」が行われた。

第1部パネルディスカッションは「政治・社会」がテーマ。川口順子[研究・知財機構特任教授/元外務大臣]がモデレーターを務め、パネリストには王逸舟氏[北京大学国際関係学院副院長]▽菱田雅晴氏[法政大学法学部教授]▽エフィ・フィトリアニ氏[インドネシア大学国際関係学部長]▽エリック・ヘギンボサム氏[MIT（マサチューセッツ工科大学）国際関係研究所主席研究員]▽宮本雄二氏[宮本アジア研究所代表/元中国大使]の5人が議論を展開。アジア太平洋地域の平和と安定の鍵となる中国の発展において、引き続き共産党による主導の見通しが示された。ただ、共産党がその正当性を失わないためには進展するグローバル化を前提とした外交政策と、それに整合した国内の改革および不満への対応が重要である旨、議論の焦点となった。

続く第2部では、林良造[MIGA 所長/研究・知財機構特任教授]がモデレーターを担当、「経済」をテーマに柯隆氏[富士通総研主席研究員]▽肖耿氏[香港大学経済・商工業管理学院教授、社会科学院教授]▽津上俊哉氏[津上工作室代表/元経産省通商政策局北東アジア課長]と第1部パネリストのフィトリアニ氏、ヘギンボサム氏の5人がパネリストとして登壇した。先進国型経済の確立に向けた構造改革を如何に進めるのか、そこでの障害が何なのかが中心に議論され、今後の中国の経済政策の展開について楽観論から厳しい見方まで幅広く多角的な分析が示された。

シンポジウムとしては、基調講演への注目度、ならびにテーマへの関心度の高さ、また登壇者のラインナップの国際性（米国・中国・インドネシアから参加）と専門性の高さなどから、メディアも多数取材登録し（計19社、45名、TVカメラ2台）本研究会の研究内容と国際総合研究所の活動内容が広く知られるところとなった。

なお、シンポジウムのすべてを収録し、動画クリップを国際総合研究所のウェブサイトアップロードしている。動画とともに報告書も閲覧できる形にして研究成果の一環として対外発信した。URL は以下の通り。http://www.meiji.ac.jp/miga/MIGAseminar_symposium.html

研究メンバー

プロジェクトリーダー



川口 順子 特任教授



伊藤 剛 教授

研究員

共同研究員 鎌江 一平、 劉 曉燕

客員研究員 関山 健

補助研究員 上田 尋一

アジア太平洋の新秩序

公海ガバナンス

研究目的

国連総会は 2015 年 6 月、「国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）の保全と持続可能な利用に関し、国連海洋法条約のもとに国際的な法的拘束力のある文書を作成する」と決議した。

BBNJ とは、各国の領海や排他的経済水域（EEZ）の外にあって各国の主権や管轄権が及ばない海域（ABNJ）、すなわち公海及び深海底における生物多様性のことを指す。公海とは、沿岸から 200 海里までの沿岸国の排他的経済水域より先にある海域を言う。国連海洋法条約によれば、公海では「公海の自由」として航行の自由のほか、一定の条件に従って漁獲を行う自由も定められている。生物多様性保護のための生物多様性条約は、基本的に各国の主権や管轄権が及ぶ範囲内での生物多様性を対象とし、公海や深海底の生物多様性はその対象外に置かれている。

決議は、BBNJ の保全と持続可能な利用に関して、国連海洋法条約のもとに法的拘束力ある国際文書を作成することを明記。条文書の要素に関して総会に実体的な勧告を行うための準備委員会を設置して議論を行い、2018 年 9 月までに国連主催の政府間会議の招集及び開始の日を決定するとしている。日本は決議の共同提案国として、今後の交渉に積極的に関与してゆく姿勢を示している。決議には、海洋遺伝資源、海洋保護区などの海域管理ツール、環境影響評価、人材育成と技術移転などを今後の主要な論点とすることや、「既存の関連する法的文書及び枠組み、並びに国際的、地域別の、及び分野別の関連する機関を損なうべきではない」との文言も盛り込まれている。

条約交渉は海洋国家日本にとってはもちろん、国際社会にとっても極めて重要なものであるが、論点が多様で各国の意見の隔たりも大きく、議論は難航が予想される。本公海ガバナンス研究は、公海の実環境保全と持続可能な利用の道を探る観点から、BBNJ に関する日本の課題や交渉のなかで日本が主張すべき論点などを明らかにすることを目的とする。

研究内容（活動内容）

近年、公海での違法・無報告・無規制な（IUU）漁業が横行、乱獲などによって海の生態系に悪影響を及ぼすことへの懸念が強まる一方で、公海や深海底での海洋遺伝資源の開発と利用の機運が高まるなか、これまでの国際的な枠組みでは規律されていない、国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）の保全と持続可能な利用を実現するための新たな枠組みが必要だとの声が高ま

ってきた。2012年にリオデジャネイロで開かれた国連持続可能な開発会議（リオ+20）で採択された成果文書「我々が求める未来」のなかにも、「BBNJの保全と持続可能な利用について、国連海洋法条約のもとでの新協定の採択を含めて早急に取り組む」と明記され、これが2015年6月の国連総会決議の採択につながった。

明治大学国際総合研究所は2013年、海洋政策研究財団（現笹川平和財団海洋政策研究所）と共催で「公海のガバナンス研究会」を発足させ、リオ+20の成果文書のなかに盛り込まれた公海の実環境保全と持続可能な利用の道を探っている。同研究会は、共同主査に元外相・元環境相で明治大学国際総合研究所特任教授の川口順子と笹川平和財団海洋政策研究所長の寺島紘士が就き、産官学民から横断的に専門家が参加し、2014年には政策提言「公海から世界を豊かに～保全と利用のガバナンス～」を発表した。

BBNJに関する国際的議論が始まることとなったのを機に、第2次の研究会を2015年6月から開始し、国連決議に基づく第1回準備会合が2016年3月28日から始まるのに向けて過去9回会合を重ねた。条約交渉で我が国が重視すべき方針や日本が主張すべき論点など議論してきた主な内容は以下のとおり。

- ・日本の環境影響評価技術についての評価、活用方針

我が国が培ってきた海洋における科学的調査・解析技術と環境影響評価についての技術的、制度的整備の実績は、「公海の自由」の原則を主張し、自由なアクセスを求める議論に対し、持続可能な開発と環境保全をバランスさせるという方向性の議論に不可欠かつ先進的な事例を提供することができる。

- ・新条約の策定にあたっての前提条件についての評価、取組方針

既存の枠組みである、UNCLOSを始めとする文書・機関（地域漁業管理機関、国際海底機構、国際海事機関、生物多様性条約など）や慣習国際法において確立された原則や活動などを損なうことは認められない。

- ・BBNJに関する新たな枠組みの必要性について

新条約の策定対象となるBBNJは、ABNJのうち「深海底及びその下」と「深海底の上部水域」（＝公海）の生物多様性の双方に関する問題であり、生物多様性条約でもUNCLOSでも規律されておらず、新たな総合的枠組みが必要である。

- ・既存の枠組みの評価について

地域漁業管理機関（RFMO）、国際海底機構（ISA）、国際海事機関（IMO）、国連食糧農業機関（FAO）、生物多様性条約（CBD）などを既存の枠組みとして配慮すべきである。

- ・ BBNJ の保全及び持続可能な利用のための実効的な制度設計のありかた

深海底鉱物資源を管理する ISA、漁業資源管理の RFMO など、現在ある枠組みを損なうことのないよう十分配慮のうえ、実効性のある新たな管理の枠組みを検討する必要がある。

- ・ 「法的拘束力のある」国際文書という点について

新条約には、可能な限り多くの国、特に主要な海洋資源利用国の参加を確保することによって、法的拘束力のある文書の実効性を高めることが不可欠である。各国が行う対策として、例えば、環境影響評価の徹底、漁業資源に対する市場原理を活用したメカニズム、原産地証明の付与などの可能性についても検討する。

主な研究成果

第2次の「公海のガバナンス研究会」は2016年3月25日、9回にわたる研究会の議論をもとに報告書『国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）についての見解』を公表した。報告書は以下の概要のとおり、交渉において我が国が重視すべき二つの方針と、五つの論点を整理している。なお、研究会は今後も議論を続け、決議が新条約のなかに盛り込むべきとしている四つの重要な論点に関する見解などを適宜、公表してゆくことにしている。

『国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）についての見解』概要

方針1：日本が持っている先進的な環境影響評価技術など科学的な知見、中立的な立場を最大限生かして議論すべきである

「公海の自由」の原則を主張し、自由なアクセスを求める議論に対し、科学的調査や具体の環境影響評価手法の経験をもとに、環境保全の必要性を訴え、海域利用についてのバランスのとれた提案をしていくことが期待される。

具体的には、以下のような制度設計が必要である。

- * 海洋科学調査の実施は、海洋環境を攪乱する人間活動としてではなく、公海における管理を実現するために必要不可欠な要素として位置づけられること
- * 公海における海洋保護区（MPA）は「海洋生物多様性の保全及び持続可能な利用」のためのツールであると位置づけられること

＊ そのうえで、科学的根拠に基づいて適正な管理措置が持続的に実施されること

方針 2：既存の関連する法的文書及び枠組み並びに関連する世界的、地域別及び分野別の機関を損なうべきではない

例えば、漁業資源については、公海漁業の自由、隣接する排他的経済水域との制度の一貫性、漁業資源（種）毎の特性（回遊や食性などの生態特性、個別の魚種の環境適応性などの生理的特性）の違いなどに配慮する必要がある、すでに地域漁業管理機関（RFMO）において様々な検討、合意、規制が行われており、持続可能な漁業の実現のための枠組みが存在する。これを十分に尊重し、既存の国連公海漁業協定、各種 RFMO との関係整理、生物多様性保全の基準と漁業資源保全の基準の調整などを勘案し、既に確立された枠組みを損なわないようにすべきである。

論点 1：BBNJ は生物多様性条約でも UNCLOS でも規律されていない問題であり、新たな総合的枠組みが必要であることを認識する。

上部水域の生物多様性を考えた場合には、その海域の連続性、海流などによる移送、生物自体の遊泳による移動などにより、公海と隣接 EEZ における生物多様性（MGR を含む）の保存措置（生物多様性条約でカバーされている）との一貫性が必要となることに留意しなければならないが、これらの場を一貫して管理する枠組みはいまだ確立されていない。

また、例えば次のような多様な利用実態と管理手法の整合を図る必要がある、科学的な根拠に基づく議論を行う必要がある。

- ・ 国際海事機関による PSSA（特別敏感海域）
- ・ 国連食糧農業機関による VME（脆弱な海洋生態系）
- ・ 国際海底機構による APEI（環境的に特に重要な海域）

論点 2：公海及び深海底の生物多様性の保全及び持続可能な利用は、科学的根拠に基づくべきであることを主張する。

新条約の策定にあたっては、「持続的に利用しながら保全する」という概念を、日本の経験を活かし、適切に準用し、公海の生物多様性の保全及び持続可能な利用の両面に資するものとすべきである。

その際、公海の上部水域と深海底の海底及びその下の特性の違いに配慮する必要があり、また、違法・無報告・無規制（IUU）漁業など非持続的漁業や熱水鉱床など海底鉱物資源開発、船舶等による水中騒音等による影響を受けるリスクを持っているため、科学的根拠に基づく現状把握と環境影響評価等が必要であるが、そのための科学的データは必ずしも十分でないので、その科学的知見の充実に努める必要がある。

論点 3：配慮すべき既存の枠組み

地域漁業管理機関（RFMO）、国際海底機構（ISA）、国際海事機関（IMO）、国連食糧農業機関（FAO）、生物多様性条約（CBD）などを既存の枠組みとして配慮すべきである。

論点 4：BBNJ の保全及び持続可能な利用のための実効的な制度設計のありかた

深海底鉱物資源を管理する ISA、漁業資源管理の RFMO など、現在ある枠組みを損なうことのないよう十分配慮のうえ、実効性のある新たな管理の枠組みを検討する必要がある。

総合的な管理を実行可能とするためには、包括的な合意形成の場、科学的根拠を示す場、紛争解決の手続き・制度を整備する必要がある。

新条約のもとでの取り組みは、不確実性を踏まえたうえでの科学的な根拠に基づいて行われるべきである。このため、世界各国の科学者が参加して、締約国政府に科学的な根拠を提供し、政策決定のうえで重要な問題へのガイダンスを与えるような組織として、新たな「海の IPCC」の設立を提案する。

論点 5：「法的拘束力のある」国際文書という点

新条約には、可能な限り多くの国、特に主要な海洋資源利用国の参加を確保することによって、法的拘束力のある文書の実効性を高めることが不可欠である。

なお、各国が行う対策として、例えば、環境影響評価の徹底、採取された MGR の流通におけるトレーサビリティの確立、漁業資源に対する MSC 認証（海洋管理協議会の認証システム）のような市場原理を活用したメカニズム、原産地証明の付与などの可能性についても検討する。

研究メンバー

プロジェクトリーダー



川口順子 特任教授

研究員

共同研究員 鎌江 一平、 劉 曉燕

客員研究員 関山 健

補助研究員 上田 尋一

中東に関する現状分析・調査

中東地域の政治・社会構造変動の研究

—「IS（イスラミック・ステート、イスラーム国）」をめぐる現状と歴史的背景の考察—

研究目的

本プロジェクト研究では、豊富な石油資源、苛烈な宗教紛争、遅れた民主化の波、中東和平問題、サウジアラビアとイランの衝突の可能性など、グローバルな安全保障と経済秩序の可否を決定づける諸要素を有する中東とその周辺のイスラーム国家・諸地域について、基礎研究と現状分析の両面から理解するための研究を進めている。

現在の中東では、自由や人権、民主化といった欧米の価値観が必ずしも機能していない。特にその傾向は 2010 年末にチュニジアに端を発した同地域の政変以降は顕著であり、IS の台頭により、混乱は加速している。IS に参加する外国人兵士のうち最多の出身者を出しているチュニジア、そして IS の「ウィラーヤ（州）」も置かれている隣国リビアのある北アフリカは、IS の勢力が確実に伸張している地域である。対して、IS に対する各国の姿勢は、一枚岩ではない。欧米・日本にとって IS が安全保障上の最大の脅威であることは共通しているが、NATO 加盟国であり中東の大国のひとつであるトルコにとっては IS と戦うクルドこそ真の「敵」であり、IS 掃討作戦への参加とは別に、クルドも攻撃しており、情勢を一層複雑化させている。さらに IS が本拠地とするシリアのアサド政権を支援し続けるロシアの関与を把握することも同地域の動向分析において重要である。

本研究では、中東・北アフリカ地域の諸事情に通じた様々な専門家を集めて同地域の実態を正確に理解し、多面的に動向の分析を重ねながら、特に IS の動向とその影響に関し、グローバルな視点に立って、主に本研究所「中東・中央アジア構造変動研究会」を中心に考察する。

さらに、中東をめぐる新たな地政学的変化について、新聞、放送等のメディアを通じて、また学術誌や講演における発信を重ね、現在と過去、地域と広域といった複眼的ビジョンをもって中東地域研究に取り組む。

上記に加え、緊迫するペルシア湾兩岸の湾岸諸国からイランへの現地調査を実施し、より深い現状把握と分析をめざした。

研究内容（活動報告）

「中東・中央アジア構造変動研究会」を年間 6 回実施し、IS の急速な拡大に際しての現状分析と問題の究明にあたった。

第 14・15 回研究会では、IS に参加する外国人戦闘員に関し、具体的な統計が示された後、参加に至る経緯・動機が示され、主として同組織がインターネット上で発行する機関誌の内容を基に、IS の思想的基盤について分析がなされ、過去の過激思想の系譜における位置づけがおこなわれた。続く 3 回の研究会では、IS の勢力拡張が目覚ましいリビア、IS が本拠地とするシリア、その隣国に位置し IS の動向に直接的に影響があるトルコを事例とした研究報告がなされた。いずれの回でも活発な議論が交わされ、IS をめぐる諸問題を考えていく上での礎となった。

各回は以下の日時と発表テーマで開催された。年度初めの第 13 回開催では、「イスラーム国」に関する本研究会での視座について、主査によって総合的見解と方針が示された。

第 13 回 2015 年 4 月 28 日（山内昌之 明治大学特任教授）

「『イスラーム国』についての総合的研究の試み」

第 14 回 2015 年 6 月 16 日（高岡豊 中東調査会上席研究員）

「『イスラーム国』へのヒジューラ」

第 15 回 2015 年 7 月 30 日（保坂修司 日本エネルギー経済研究所研究理事）

「イスラーム国は何をを考えているのか？」

第 16 回 2015 年 10 月 6 日（小林周 慶應義塾大学大学院 政策・メディア研究科

グローバル環境システムリーダープログラム研究員・後期博士課程）

「リビア情勢の不安定化とイスラーム過激派の動向」

第 17 回 2015 年 12 月 17 日（溝渕正季 名古屋商科大学経済学部 専任講師）

「シリア情勢：『イスラーム国』情勢をめぐる国際関係・地政学的闘争」

第 18 回 2016 年 2 月 16 日（今井宏平 日本学術振興会 PD・明治大学）

「伸張するトルコ・『イスラーム国』の脅威ードクマズラル・グループの起源と目的」

「イスラーム国」に関する中東情勢の考察では、プロジェクト・リーダーが下記の論説を各活字メディアにおいて発表し、同時に各種の学術講演でも同様のテーマで講話した。

- 「イランがつついた蜂の巣」 (2015 年 4 月 20 日付、『産経新聞』 朝刊<歴史の交差点>)
- 「ロシアの新ガス地政学」 (2015 年 5 月 25 日付、『産経新聞』 朝刊<歴史の交差点>)
- 「預言者ムハンマドのリーダーシップ」 (『文藝春秋 SPECIAL2015 夏号：教養で勝つ大世界史講義 (永久保存版／ローマ帝国から「イスラム国」までこの一冊でわかる) 』 ([六二二年ヒジュラによるイスラム教拡大]pp.62-69、平成 27 年 7 月 1 日発行・5 月 26 日発売、第九卷第三号)
- 「文明間衝突と日本のメディアーイスラムと欧米の間」 (『月間民放』 2015 年 6 月号 (一般社団法人・日本民間放送連盟[The Japan Commercial Broadcasters Association]編、コーケン出版の<特集：表現の自由>、pp.4-8.)
- 「ラディカル・ポリティクスー今世界で何が起きているか」 (佐藤優氏との討論) (2015 年 7 月 10 日、『中央公論』 2015 年 8 月号、pp. 112-122.)
- 「中東混迷 渦巻く宗派対立」 (2015 年 7 月 24 日付北海道新聞 朝刊 5 面<歴史と語る／イスラム世界>・インタビュー記事)
- 「新しい東方問題／ギリシャ・イラン嘘の代償 (1 面) ドイツ 裁定者の存在感 (2 面)」 (2015 年 7 月 26 日付 読売新聞 朝刊 1～2 面<地球を読む>)
- 『第 3 次世界大戦の罨 新たな国際秩序と地政学を読み解く』 (佐藤優氏との共著) (2015 年 9 月 16 日出版、徳間書店、318 頁)
- 「ひとごとでない難民問題」 (2015 年 9 月 21 日付『産経新聞』 朝刊 1 面<歴史の交差点>)
- 「正論：シリア空爆に潜む露の大国戦略」 (2015 年 10 月 8 日付『産経新聞』 朝刊 9 面<オピニオン>)
- 「自由求める市民に勇気」 (2015 年 10 月 10 日付『毎日新聞』 朝刊・8 面<国際頁>)
- 「シリア難民が成田に押し寄せる日」 (佐藤優氏との対談) (『中央公論』 <ラディカル・ポリティクスー今世界で何が起きているか>、 2015 年 11 月号、151～159 頁)
- 「冷戦が終結し、中東の悲劇が幕を開けた」 (佐藤優氏との対談) (『中央公論』 <ラディカル・ポリティクスー今世界で何が起きているか> 2015 年 12 月号、170～181 頁)
- 「IS 包囲網暗雲ーパリ同時テロ 識者に聞く」 (2015 年 11 月 25 日付『毎日新聞』 朝刊 8 - 9 頁「国際」面)

- 「イスラム教 ムハンマドという原点」 (2015 年 11 月 26 日発売『文藝春秋 SPECIAL2016 年 季刊冬号』、20-33 頁)
- 「中東の最新情勢ー権力変動・難民・地政学」 (月刊 『琉球フォーラム』 2015 年 12 月号、Vol. 272、2-28 頁)
- 「シリアをめぐる米露欧の思惑」 (佐藤優氏との対談) (『中央公論』<ラディカル・ポリティクスー今世界で何が起こっているか> 2016 年 1 月号、20～31 頁)
- 「シリア内戦は第 2 次冷戦だ」 (2015 年 12 月 17 日付『産経新聞』総合 2 面)
- 「中東複合危機： (1 面) ポスト近代型戦争の脅威・ (2 面) プーチン戦略 伴うリスク」 (2015 年 12 月 21 日付『読売新聞』朝刊 1～2 面<地球を読む>)
- 「IS の行動はもはや「テロ」ではない。世界は「ポストモダン型戦争」の時代に突入した」 (国際情報誌 SAPIO 、2016 年 2 月号、小学館、24-25 頁、2016 年 1 月 4 日発売)
- 「調停役はロシアか」 (2016 年 1 月 5 日付『毎日新聞』朝刊<国際>8 面)
- 「『パンドラの箱』開けてしまった・宗派戦争誘発の可能性」 (インタビュー記事) (2016 年 1 月 14 日付『日本経済新聞』9 面<視点・焦点>頁、ニュース複眼「対立深まるサウジ・イラン」 特集)
- 「シリアの悲劇／戦略明快な露 弱腰な米」 (2016 年 1 月 15 日付『毎日新聞』国際面 8 頁、《独裁崩壊の代償》<識者は見る>)
- 「シリア和平 国連調整続く～米は最終的裁定力を露に奪われた」 (2016 年 2 月 2 日付『産経新聞』国際面)
- 「出口見えぬ中東複合危機」 (2016 年 2 月 8 日付『産経新聞』朝刊 3 面<歴史の交差点>)
- 「破局生んだ「アラブの春」の挫折」 (2012 年 2 月 12 日付『産経新聞』7 面<正論>)
- 『中東複合危機から第三次世界大戦へー イスラームの悲劇』 (2016 年 02 月 15 日、PHP 研究、302 頁)
- 「世界を揺るがす中東複合危機」 (2016 年 2 月 27 日号『週刊東洋経済』<中東危機ーグローバルリスクの震源> 54-57 頁)
- 「国家、非国家、難民、複雑な対立」「イスラムと戦争、政治・歴史的に捉える」「中東複合危機から第三次世界大戦へ」 (2016 年 3 月 9 日付『読売新聞』朝刊 19 面<文化 culture・歴史>)
- 「ベルギー・テロ、専門家に聞く／中東との複合危機か」 (インタビュー記事) (2016 年 3 月 24 日付『毎日新聞』朝刊 8 面・国際面)

さらに海外での調査研究を、プロジェクト・リーダーが、2015 年 8～9 月及び 2016 年 1 月に主として中東・中央アジア地域 (アラブ首長国連邦、カザフスタン、ウズベキスタン、トルクメニ

スタン、イラン) で実施し、併せて訪問国政府要人および日本政府関係者等と面談、意見交換をおこなった。

この他、本研究プロジェクトに関連する内外における学術交流と講演として以下を挙げる。

- 「イスラム国とは何か―日本と中東の新未来―」 (2015 年 4 月 21 日、慶應 MCC 定例講演会<夕学五十講>)
- 「<イスラム国>と新中東地政学」 (2015 年 6 月 11 日、北海道新聞本社)
- 「中東情勢と地政学的変動」 (2015 年 8 月 28 日、ドイツ・ミュンヘン、第 40 回中東協力現地会議・基調講演)
- 「中東情勢と戦後 70 年総理談話」 (2015 年 8 月 30 日、アラブ首長国連邦・ドバイ、在ドバイ日本国総領事公邸)。
- 「21 世紀、日本の進路―歴史を学び、未来を考える」 (2016 年 1 月 7 日、アラブ首長国連邦・ドバイ、在ドバイ日本国総領事公邸)
- 「第二次冷戦と中東情勢」 (2016 年 1 月 8 日、イスラム市場会議講演会、アラブ首長国連邦、ドバイ国際金融センター)
- 「第二次冷戦と中東情勢」 (2016 年 1 月 12 日、トルクメニスタン・アシガバート、在トルクメニスタン日本国大使館)
- 「21 世紀、日本の進路―歴史を学び、未来を考える」 (2016 年 1 月 13 日、イラン・テヘラン、在イラン日本大使館多目的ホール)

研究メンバー・中川恵の研究成果として発表した書籍を以下に挙げる。

- 共編著 Livre gris du terrorisme : Au coeur de la coopération sécuritaire Maroc-Europe, Jean-Cyrille Godefroy, 2015(284 pages)
- 共編著『難民キャンプの内幕：西サハラ紛争とティンドゥフ』 (日本評論社、2015 年 12 月、216 頁)

また、上記書籍出版に関連して、

- “La coopération sécuritaire Maroc-Europe dans le champs religieux ” (2015 年 12 月 11 日、フランス・パリ) をテーマとして講演した。

加えて一般聴衆向け社会貢献の一環として、

- 「中東イスラム世界の見方」 (2016 年 1 月 23 日、第 9 回羽衣国際大学和歌山サテライト市民講座) をテーマとして講演した。

主な研究成果

2015 年 1 月のシャルリー・エブド新聞社襲撃事件、11 月のパリ同時テロ事件はいずれも、IS によるテロの危険が西欧地域にも拡大していることを示す典型的な事例となってしまった。これら二つの事件は、いずれもフランスで生まれ育った、いわゆる「ホーム・グロウン型テロリスト」が引き起こしたものである。西欧社会内部での差別や偏見、貧困などに起因する不平や不満を抱いた若者が、集団間の憎悪を煽り、社会の亀裂を強調する IS の「イスラーム解釈」や構成員に接触することで、西欧社会をターゲットとしたテロ攻撃を実行に移した結果、多くの命が犠牲となった。これらの事件は、移民排斥を訴える極右勢力を勢いづかせ、西欧社会内部の分裂をさらに深刻化させることにつながった。

IS 独自の「イスラーム解釈」は、インドネシアやモロッコを含む広がりをもつイスラーム世界においても「分裂」を引き起こしている。IS が自らを一定の領域を支配する国家的な主体だと称することで、本来その領域を領土とする国家との間で激しい対立が起こるだけではない。IS は同信者さえも「カーフィル（不信仰者）」であると宣言することで殺害を「合法」とする「タクフイーリズム（ある人間や集団を不信仰者と宣言すること）」を掲げている。つまり、IS にとって世界の大多数のイスラーム教徒もテロ攻撃の対象であり、実際に IS が本拠地とするシリアやイラクのみならず、IS が勢力を拡大するリビアやその隣国であるチュニジア、エジプトなどでも多くの犠牲者が出ている状況である。中東・北アフリカ諸国のなかには、モロッコのように「寛容」を基本的な宗教的価値観として宗教教育に国を挙げて取り組む事例もみられる。モロッコは、IS を初めとする独自のイスラーム解釈を社会から排除し、過激思想に、特に若年層が影響を受けるのを避けるために、国家自らがイスラームの解釈を公式化し、イマームなど宗教的な職業に就くことを希望する者に、イスラームの教義のみならず現代の社会問題などに関する講義もプログラムに組み入れた教育を、国が主導して実施する試みをしており、フランスなどの西欧諸国やチュニジアやブルキナファソなど中東・アフリカ諸国にもそのノウハウを提供している。このような取り組みはイスラームの教義・解釈に真っ向から取り組むものであるだけに、テロ対策における即効性を期待するのは難しいが、社会の過激化防止のための長期的政策として重要である。

IS は、自由や人権といった価値観に基づいた市民社会や国民国家を基盤としたモダニティ（近代性）を否定しながら、同時にカリフ国家の樹立や独自の解釈に基づいたシャリーア（イスラーム法）の実現というプレモダン（前近代）の教理を主張しており、IS がシリアという領域を超えて各種のテロを引き起こしている現状は、「ポストモダン型戦争」である。

さらに IS の勢力拡大による危機的状況からの脱却をより困難にしている要素は、対 IS 包囲網ともいべき各国の足並みが必ずしも揃っていない点である。とりわけロシアのクリミア併合後、「第二次冷戦」期に入った米露の対立がシリアやトルコなど中東地域を舞台に顕在化し、対 IS で米欧と共に軍事作戦を遂行してきたトルコは国内の長年の懸案であるクルド問題への対処では必ずしも米欧と軌を一にしていない。これらの要素に加えて、代表的なシーア派国家であるイランとスンナ派の盟主であるサウジアラビアとの対立はますます先鋭化しており、中東地域は複合的な危機の発信拠点となってしまうている。

このように「ポストモダン型戦争」と「第二次冷戦」が中東を中心に世界を巻き込んで進行する状況は、まさに「中東複合危機」である。

以上の研究成果を踏まえて、次年度は IS とそれを取り巻く地政学的状況を中心に議論を深め、成果を書籍として纏める予定である。

研究メンバー

プロジェクトリーダー



山内 昌之 特任教授



中川 恵 客員教授

研究員

瀧 知也 共同研究員

アジア経済統合

ASEAN を中心とした新興国のコーポレート・ガバナンスに関する調査

研究目的

本研究では、一般財団法人企業活力研究所からの委託を受け「ASEAN を中心とした新興国のコーポレート・ガバナンス」について調査・研究を行った。

2015 年末に「ASEAN 経済共同体 (AEC)」が発足し、市場統合に向けた動きが加速している。IMF は、ASEAN 10 ヶ国の 2015 年の名目 GDP を 3 兆ドル、一人当たり GDP を 4,600 ドル、人口を 6.4 億人と予測している。今や ASEAN 諸国には豊富な労働力と旺盛な内需をめがけて外資系企業が投資の拡大を続けている。ASEAN 10 カ国に韓国、中国、台湾、日本を合わせた東アジアの全世界における人口および GDP は、それぞれ 31.60%と 19.30%であり、世界において経済的にも、社会的にも強い影響力を有している。日本企業は 2008 年のリーマン・ショックを契機に ASEAN への投資を質量ともに増やしており、ASEAN 諸国への M&A にも高い関心を寄せている。近年においては ASEAN 諸国の賃金が上昇し、生産地としての魅力は薄れる一方、消費大国としての魅力が急速に高まっている。特に、日中関係、日韓関係が悪化した 2012 年頃から、日本の金融機関の間では、金融商品の買い手として、ASEAN の注目度が一気に高まっている。このような日本の金融機関、製造業にとって、ASEAN 諸国への進出は重要なファクターであり、各国の法規制や コーポレート・ガバナンスは重要な問題となる。コーポレート・ガバナンスに関しては、主要な ASEAN 諸国は独自のコーポレート・ガバナンス・コードを制定している。金融・証券市場はすでに統合に向けた共通化・標準化の動きができていて今日、コーポレート・ガバナンスの共通コードも視野に入れて考える必要があるだろう。本研究会では「ASEAN 経済共同体」構想における重要な社会的インフラストラクチャー整備の一環として、コーポレート・ガバナンスをとらえ、昨年度の韓国、中国、台湾、シンガポールに続き、タイ、マレーシア、ベトナム、インドネシアの企業をとりまく法制度、会計・監査制度、金融市場などについて明らかにする。

研究内容（活動報告）

合計 4 回の研究会では ASEAN の地域統合の専門家、インドネシア、ベトナムのコーポレート・ガバナンスの専門家による報告・議論を行った。また、マレーシアへの現地調査も行い報告書をまとめた。

研究会の内容は以下の通りである。

◆第1回 2015年8月3日

議題：キックオフミーティング、本研究会について

◆第2回 2015年10月5日

報告：羽場久美子 氏（青山学院大学国際政治経済学部教授）

「アジア地域統合の創成と課題—パワーシフト時代のアジア再編、グローバル化の中で日本はどうすべきか？」

◆第3回 2015年11月16日

報告：福井信雄 氏（長島・大野・常松法律事務所シンガポール・
オフィス 弁護士）

「インドネシアのコーポレート・ガバナンス」

◆第4回 2016年2月17日

報告：Dr. Bui Xuan Hai（Vice President, HCMC University of Law, Arbitrator, Vietnam
International Arbitration Center）

「Corporate Governance in Vietnam」

主な研究成果

研究会での議論、現地調査を踏まえ、タイ、マレーシア、ベトナム、インドネシアのコーポレート・ガバナンスに関する報告書「ASEAN を中心とした新興国のコーポレート・ガバナンス - タイ、マレーシア、ベトナム、インドネシア - 」をまとめた。報告書の要点は以下の通りである。

①タイ

タイのコーポレート・ガバナンスは同国の証券市場の発達とともに、近年進展が目覚ましい。タイの証券取引所は、2020 年には現在の約2倍に拡大する見通しで、シンガポール証券取引所に比肩するほどの規模になるとみられる。このため同国では、アジア諸国でも比較的最早い段階の2006年に、上場企業に対するコーポレート・ガバナンス原則が制定されている。また、タイ証券取引委員会の規定により、上場企業はすべて外部取締役としての独立取締役の設置が義務付けられている。機関設計も委員会設置型をとっている。

タイにおけるコーポレート・ガバナンスの課題は、「ファミリービジネス」である。確かに、迅速な意思決定などは経営戦略の強みであるが、家族企業であるがゆえに、ひとつの問題が関連する会社に多大な影響を与えてしまうことは避けられない。タイに限らず、戦後に急速な発

展を遂げてきたアジア新興諸国に共通することである。コーポレート・ガバナンスに対する健全な運営の共通理解が急がれる。ASEAN では、経済共同体としてようやく取り組まれてきており、今後が期待される。

②マレーシア

マレーシアの証券取引上場企業数は、2016 年 3 月時点でメイン・マーケット 811 社とシンガポールなどと比べても多いことが特徴である。ASEAN 諸国の中ではもっとも多い。マレーシアでは、1997 年のアジア経済危機からの早期回復のため、早い時期から公開企業のコーポレート・ガバナンスの改善・強化が国家的な最優先課題として掲げられた。2000 年には財務省主導で、コーポレート・ガバナンス・コードが公表された。同コードは 2007 年に改正され、取締役の資格要件、取締役会や監査委員会の構成、独立取締役、指名委員会および監査委員会の役割が詳細に規定された。さらに、近年の資本市場マスタープラン 2（Capital Market Masterplan2）が公表され、コーポレート・ガバナンス強化の方向性が打ち出され、取締役の説明責任の強化、株主および利害関係者の積極的な関与などが求められている。

このようにコーポレート・ガバナンスに関する自主規制が整ってきているが、上場企業においては、所有と経営の分離していない家族経営企業が多く、主要株主の企業経営への影響が大きく、とくに取締役会や監査委員会の構成に問題がある。上場企業全体としては、コーポレート・ガバナンスの改善に積極的に取り組んではいるものの、現時点ではガバナンス規程の形式的な遵守にとどまっている。

③ベトナム

ベトナムの証券市場はまだ浅く、設立後 15 年しか経過していない。従ってコーポレート・ガバナンスに関する主要規制についても、近年整備され始め、2015 年に統一企業法が施行されたばかりである。現在内部統制システムは、従来の監査役会設置型と委員会設置型のどちらかを選択できるようになっている。

国営企業の株式会社化が進められ、また大胆な外資規制の緩和などにより市場化がより一層進展したベトナムの企業環境は、今後も進化を続けるものと考えられる。しかし、市場化を進めた場合のリスクをコントロールする方法については環境問題などの例外を除き真剣な取り組みがなされているとは言えない状況にある。

企業行動のリスクについてはまさにコーポレート・ガバナンス体制の整備がリスクヘッジの方法であることを考えれば、内部統制システムをはじめとした各種改革を行っていく必要性が急速に高まっているともいえる。しかし国内における非公開企業の多さなど、規制を行うとしても有効な方法を編み出すためには課題が多い。人的資源また投資環境において優位にあるベトナム経済は日本企業とっても魅力的なものとして捉えられよう。今後より両国企業の関係性を深めるに当たっては、以上のような状況を踏まえ、今後のより良い企業環境の実現に寄与するようなかたちを取ることができるよう慎重な対応が求められている。

④インドネシア

インドネシア独立後の株式市場の歴史は未だ浅く、本格的に証券市場が展開されたのは1980年代後半からであった。上場企業数もその他のASEAN諸国と比較して少ない。コーポレート・ガバナンスに関する法規制も十分に整備されているとは言えず、会社法において最低限の法規制が定められているものの、会社定款次第で権限に大きなばらつきが出てしまう状況にある。また、大株主の存在により経営の中枢が握られ、コーポレート・ガバナンスに悪影響を与えているばかりか一般株主の主権も限定している側面があると言える。

現在、インドネシアは順調な経済成長を遂げており、その圧倒的な人口規模からも、アジアにおける経済成長を牽引するものとして期待を集め、日系企業の進出も増加傾向にある。今後欧米の多国籍企業の進出も見込まれることなどから、同国におけるコーポレート・ガバナンス改善は喫緊の課題である。インドネシア金融庁をはじめ、コーポレート・ガバナンス強化の姿勢を鮮明に打ち出していることは評価できる点である。監督機能としては未だに不十分であると指摘があるものの、継続的にコーポレート・ガバナンスの改善に向けた対応策を内外に発信していることに鑑みても、インドネシアは、「今後アジア地域における資本市場のセンターに成長する」という同国に対する世界の期待を的確に認識しており、その要望に応えようと模索していることがうかがえる。

研究メンバー

プロジェクトリーダー



三和裕美子 教授

研究員

岡部直明	国際総合研究所フェロー、 元日本経済新聞主幹
萩尾博信	元ニッセイ基礎研究所研究理事
廣澤孝夫	国際総合研究所客員研究員、 一般財団法人日本自動車査定協会理事長、 一般財団法人企業活力研究所前理事長
ブルース・アロンソン	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授
水野満	昭和女子大学 研究員

◆オブザーバー

中原裕彦	経済産業省 経済産業局 産業組織課長
松村謙太郎	経済産業省 経済産業局 産業組織課 課長補佐
藤田純孝	国際総合研究所フェロー、 伊藤忠商事（株）理事、 オリンパス（株）ほか社外取締役
呂潔	日興リサーチセンタ株式会社 資産運用研究所

◆事務局件執筆者

山中達也	明治大学商学部非常勤講師、国際総合研究所ポスト・ドクター
------	------------------------------

◆執筆者

大津健登

明治大学大学院教育補助講師、立教大学ほか兼任講師

野地もも

明治大学商学研究科博士後期課程

深澤光樹

国際総合研究所ポスト・ドクター

(五十音順、敬称略)

東アジア地域協力

中国の勃興が与えるアジア諸国の変貌を日本との関係で考える

研究目的

世界の成長センターである東アジアにおいて、とりわけ今世紀に入ってから中国のプレゼンスが急速に拡大し、対照的に日本のそれは縮小を続けている。また、世界経済全体で中国のプレゼンスが拡大する一方で、世界一の経済大国である米国のそれは相対的に縮小しつつある。そのような状況下で、1990年代以降進展してきた米国主導のグローバリゼーションに関する研究や、1990年代末の通貨危機を契機とした東アジア共同体をめぐる議論などは、中国を基軸とした世界的構造変動を念頭においたうえで再考察しなければならないとなっている。

2010年（現在では統計数値の改正によって2009年に修正されている）に名目GDPで日本を上回った中国は、いまや日本の2倍以上の規模に達し、2020年前後には米国を超えると予想されている。中国の勃興は、東アジアで政治経済面のインバランスを引き起こしているだけでなく、2008年前後の世界金融危機の影響で米国型の新自由主義・グローバリズム（「ワシントン・コンセンサス」）に対する批判が高まるなか、市場に対する国家の役割を強烈に意識させる国家資本主義（「北京コンセンサス」）として注目された。

このような問題意識から、本プロジェクトは、東アジアにおけるグローバリズムの実態と功罪、そして「北京コンセンサス」の限界を実証的に分析しながら、最終的には、「ワシントン・コンセンサス」や「北京コンセンサス」とは異なる第三の道として、われわれが「アジア・コンセンサス」と呼ぶ、開放的ながらも新たな開発モデルを提示することを目的としている。中国が膨張するなかで、アジア・コンセンサスを日本の羅針盤、日本経済の再生に結びつけることが必要不可欠であるとの認識から、本プロジェクトは進められている。

研究内容（活動報告）

本プロジェクトの研究期間は、2014年度および2015年度の2年間となっており、本年度が最終年であった。本年度は、研究成果を一般書籍として出版することが主要な活動内容となった。それに向けて、本書の趣旨確認のための研究会および全執筆者による担当章に関する報告会を重ねたのち、各自執筆に取りかかった。完成原稿についての編者による編集会議も開催した。

主な研究成果

2016年2月に文眞堂より『新・アジア経済論－中国とアジア・コンセンサスの模索－』を出版した。これが最大の研究成果である。章立ては以下の通りである。

第Ⅰ部 グローバル化するアジアと世界経済

第1章 アジア経済の変貌と新たな課題－アジア・コンセンサスを求めて－

第2章 アジアの生産ネットワークと地域統合－電機電子産業の事例から－

第3章 アジアの地域統合の進展と展望

第4章 オフショアリングとアジア経済－世界経済のサービス化－

第5章 老いるアジアと国際労働力移動

第6章 アジアにおけるイスラム消費市場

第Ⅱ部 膨張する中国とアジア

第7章 中国の経済成長－党主導型開発は格差を解消するか？－

第8章 中国の膨張を支える対外戦略

第9章 中国の勃興とエネルギーを巡る諸問題

第10章 政治経済局面で中国に接近する韓国

第11章 政治経済学からみた中国とASEAN関係

第12章 対立と協調のインドと中国

第13章 アジアの国際交通インフラの開発と物流

第Ⅲ部 アジア・コンセンサスの模索

第14章 新自由主義批判とアジア・コンセンサスのエチュード

終章 アジアの新たな開発モデル－「ワシントン・コンセンサス」と「北京コンセンサス」から「アジア・コンセンサス」へ－

本プロジェクトでは新しい概念として「アジア・コンセンサス」という言葉を用いた。具体的にはまだ模索している段階であるが、その意図するところはある程度かたちにすることができた。東アジアの経験、そしてそこから導き出せる開発モデルを考えると、新自由主義的な主流派経済学の解釈、すなわち「ワシントン・コンセンサス」だけでは不十分なことが多い。他方で、リベラルな民主主義とは対照的な国家資本主義によって勃興してきた中国モデル、すなわち「北京コンセンサス」も、普遍的な開発モデルになり得るものではない。

本来、開発は特定のモデルを当てはめることで首尾よく成功する類のものではない。それぞれ個別の歴史や社会・経済状況などを有しており、それらに規定されることは無視できないものである。実際、東アジアの成功体験も多様である。そのため、「アジア・コンセンサス」も、単一のモデル、やり方を指すコンセンサスというよりも、多様性や例外を認める「コンセンサス」を意味している。多様性を容認したうえで地域協力を進めるため、漸進的に物事に取り組んだり、話し合いを継続したりすることで、着実に進化・深化を目指すものである。

研究メンバー

プロジェクトリーダー



小林尚朗 教授

その他メンバー

平川 均（国士舘大学）	石川幸一（亜細亜大学）	山本博史（神奈川大学）
矢野修一（高崎経済大学）	小原篤次（長崎県立大学）	春日尚雄（福井県立大学）
町田一兵（明治大学）	藤森浩樹（明治大学大学院）	李 燦雨（帝京短期大学）
森元晶文（明治大学）	朱 永浩（福島大学）	大津健登（立教大学）
深澤光樹（立教大学）	武井 泉（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング）	

研究員

権 善喜（明治大学大学院 博士後期課程）

EU 研究

EU の展望と現代的課題の分析、研究

研究目的

明治大学国際総合研究所は 2013 年 7 月、東アジア経済統合研究会の関連研究会として、経済統合の先輩格にあたる EU を研究するため EU 研究会を設けた。ユーロ危機が深刻化し、EU 離脱論も出るなかで、EU とユーロの将来を冷静に分析し展望することが求められたからである。「EU の真実」を探り、その課題と可能性を研究することは、成長センターでありながら課題を抱える東アジアの将来にもかかわってくる。

研究内容（活動報告）

EU 研究会は 2013 年 7 月の初会合以来、ほぼ月 1 回のペースで研究会を開催し、集中討議してきた。メンバーには、明治大学はじめ学界、民間研究機関、経済界、メディアなど EU とユーロに関する日本の論客を網羅した。経済、金融、通商、国際政治、そして歴史と様々な角度で EU の実態を探り、将来を展望するためである。

主な研究成果

研究会ではユーロ危機など経済問題にとどまらず、難民やテロなど EU が抱える政治、社会、外交・安全保障など広範な課題に踏み込んだ。

ユーロ危機では、発火点であるギリシャ危機の歴史的背景と現代的課題を検討した。ギリシャ政治が緊縮受け入れをめぐって動揺するなかで、IMF、EU、ECB のトロイカ体制による支援の行方を探った。ユーロ危機そのものは、ギリシャを除いて小康状態にあるが、その打開策である銀行同盟など改革の行方は引き続き議論のテーマになった。EU の構造問題である雇用・失業には大きな課題が横たわることが共通認識になった。独り勝ちになったドイツのユーロ責任も討議した。金融緩和に踏み込んだ欧州中央銀行（ECB）がデフレを防げるか、マイナス金利は機能するかも検討課題だった。

くすぶるユーロ危機に連鎖する形で、EU には難題がふりかっている。シリア危機など中東危機は EU の危機に連鎖した。大量の難民流入による EU 内の軋轢は深刻化し、移動の自由という EU の大原則が揺らいでいる。反 EU 機運など排外主義が広がるなかで、英国では EU 離脱を問う国民投票が実施される。2 度の世界大戦の教訓を経て創設された EU は戦後最大の試練に直面している。

その一方で、EUにはなお大きな可能性も残されている。ウクライナ危機が起きたのはロシアのプーチン政権がEUの吸引力の大きさを強く警戒したからだ。難民が押し寄せるのもEUが豊かで自由で開放的な地域であるからだ。EUの内には様々な課題を抱えてはいるが、外から見れば、なおあこがれの地なのである。

EU内ではドイツを中心に製造業と情報技術を結合する「第4次産業革命」が動き出しており、EUが先導して新たなイノベーションを生み出す可能性もある。

EUはグローバルアクターとしての可能性も秘めている。米国の一極支配が終わるなかで、中国とEUとの「アトランティック連携」は国際社会に大きな存在感を示している。

さらに日本とEUの経済連携協定が動き出すなかで、日EUの通商連携も討議の対象とした。環太平洋経済連携協定（TPP）、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）に並ぶ3大メガFTA（自由貿易協定）の行方から目が離せない。

2016年度の研究会も引き続き月1回のペースで開催し、これまでの課題について議論を掘り下げる予定である。EUの歴史的展開、EUの国際政治力学などにも踏み込むとともに、日EU経済連携の可能性について掘り下げて研究する予定である。

2016年度内には、EUの関係者を含めてシンポジウムを開催する計画だ。また研究成果をまとめて「EUの真実」（仮題）を出版する計画である。

研究メンバー

プロジェクトリーダー



岡部直明 フェロー

(主要メンバー)

伊藤さゆり (ニッセイ基礎研究所上席研究員)

勝悦子 (明治大学政治経済学部教授)

田中理 (第一生命経済研究所主任研究員)

塚本弘 (元日本貿易振興会副理事長)

林秀毅 (明治大学国際連携機構特任教授)

平石隆司 (三井物産戦略研究所欧米室長)

廣澤孝夫 (明治大学国際総合研究所客員研究員、元スズキ株式会社専務取締役)

吉田健一郎 (みずほ総合研究所欧米調査部上席主任エコノミスト)

研究員

夏村徳彦 明治大学大学院政治経済学研究科博士後期課程 3 年

医療政策

海外の医療機器メーカーの海外展開戦略に関する調査

研究目的

本調査では、医療機器メーカーの海外展開に関する示唆を得ることを目的として、グローバルに事業を展開する海外医療機器メーカーの主要な地域での事業戦略について、特に ASEAN 地域に焦点をあて、情報を収集・整理する。

本調査では、診療領域・機器分類の中で特に優先度の高い分野 7 つを選定したうえで、各領域で市場規模、海外企業の製品群およびシェアに関する情報、日本企業の製品群およびシェアに関する情報を整理し、調査対象企業を選定した。優先度の高い分野として選定したのは、①診断系検査機器、②PACS、③心臓カテーテル、④画像診断装置、⑤糖尿病、⑥外科内視鏡、⑦整形外科である。

研究内容（活動報告）

本調査は、主要企業の基礎調査の実施と対象領域の選定及び動向把握（フェーズ1）、追加的な情報収集および補完的なインタビューの実施（フェーズ2）、そして調査結果のとりまとめ（フェーズ3）の3つのフェーズからなる。

1）主要企業の基礎調査の実施と対象領域の選定及び動向把握（フェーズ1）

本調査では、疾病領域のなかで特に優先度の高い分野（①診断系検査機器、②PACS、③心臓カテーテル、④画像診断装置、⑤糖尿病、⑥外科内視鏡、⑦整形外科）を選定したうえで、各領域で市場規模（世界市場規模およびアジア地域の市場規模）、海外企業の製品群およびシェアに関する情報、日本企業の製品群およびシェアに関する情報を整理することにより、調査対象企業を選定した。

結果として、Abbott、Baxter、Fresenius、GE、Johnson & Johnson、Karl Storz、Medtronic、Mindray、Philips、Roche、Siemens、Strykerの計12社（アルファベット順に記載）が選定された。

これらの合計12社について、企業概要、沿革、グループ組織の構成、ヘルスケア事業の概要及びそれ以外の事業の関係性、事業領域別売上高・営業利益（時系列推移）、その他事業戦略に関する動向について、IRレポートなどの公開情報をもとに基礎的な情報を収集した。

2）追加的な情報収集および補完的なインタビューの実施（フェーズ2）

フェーズ1の調査結果で不足している情報については、インタビュー調査を実施することで追加的に情報収集を行った。インタビュー調査にあたっては、フェーズ1における調査の結果を参照しつつ調査票を作成し、海外および国内でインタビューを対象企業や関係団体に依頼し、同意を得たところに対して実施した。周辺情報の獲得を目的としたインタビューを含めて、実施したインタビューは以下の通りである。なお、諸事情によりインタビューに至らなかった場合は、公開資料などによる代替調査を行った。

【調査票（基本となる質問項目は以下のとおり）】

- ・ 地域別展開戦略
- ・ 有望展開地域の見立てと根拠
- ・ 展開地域における流通・販売戦略
 - ・ 地域や市場ごとの製品のラインアップやスペック、価格、プロモーション手法
- ・ 行政（自国政府、展開先政府）や業界団体等との連携内容
- ・ 戦略の期間設定や検討の方法（短期・中長期の施策の使い分け方） など

3) 調査結果のとりまとめ（フェーズ3）

フェーズ1 およびフェーズ2における各調査結果を踏まえ、本報告書成果物のとりまとめを行った。

主な研究成果

研究成果

2015 年度

平成 27 年度 海外の医療機器メーカーの海外展開動向に関する情報の収集（経済産業省ホームページにおける公表待ち）

経済産業省 商務情報政策局 ヘルスケア産業課・一般社団法人 MEDICAL EXCELLENCE JAPAN（事業管理団体）・株式会社 野村総合研究所（事業管理団体）による「医療国際化事業 最終報告会（平成 27 年度 医療技術・サービス拠点化促進事業）」（2016 年 3 月 17 日（木））での発表

研究メンバー

プロジェクトリーダー



大西昭郎 客員教授

研究員

共同研究員 佐藤 智晶、劉 曉燕

ポスト・ドクター 深澤 光樹

補助研究員 黒河 昭雄、久江 圭子

医療政策

医療技術評価－アジア地域での官民学連携の課題

研究目的

安倍内閣により「健康・医療戦略」が重点分野に指定され、健康長寿社会の実現、経済成長への寄与、世界への貢献が謳われた。異例にも、世界への貢献という理念を受けて、著名な国際医学誌ランセット誌に安倍論文が掲載された。それは安倍首相自身による寄稿で、医療・健康戦略を日本の平和外交の柱のひとつに位置づけるとする宣言である。そのため、今、世界の関心が安倍医療平和外交に寄せられている。そこで昨年度は、安倍内閣「健康・医療戦略」展開のアジアにおける中心的課題の一つである医療技術評価の問題に焦点をあてて、2015年1月バンコクの明治大学アセアンセンターで国際研究フォーラムを開催した。

本研究はそのフォローアップとして、アジアにおける代表的な知の集積地であるシンガポールで国際専門家フォーラムを開催することとした。シンガポールと日本はアジアの医療イノベーションをリードする立場にある。日本には医薬品や医療機器メーカーが多数存在し、国内の市場規模も世界有数といえる。シンガポールは、ASEAN 地域で随一の GDP を持ち、医療技術評価および医療経済に関する国際学会を開催するなど、欧州や北米といった学問的先進地域との連携の面でハブとしての役割が期待されている。医療技術評価の導入・実施においても、日本とシンガポールは、アジア各国なかで重要な位置を占めており、その動向は世界的に注目されている。しかしながら、日本とシンガポールにおいても、医療技術評価に関わる制度およびインフラの整備期にあり、学問としても実務においても様々な課題が指摘されている。医療技術評価は、各国・各地域の法体系、諸制度、人口動態、医療技術に対する支払い可能性（予算もしくは GDP）、文化や価値観などによって個別に設計されるべきものであり、必ずしも欧米、例えば英国の制度をコピーして日本やシンガポールに導入するべきものではない。したがって、各国・各地域の医療政策の現状把握を相互におこない、同時進行的により良い医療技術評価のあり方を模索していくことが期待されている。ゆえに、日本とシンガポールにおいて、現状の相互理解を進め、今後の問題点を明らかにして政策への提言につなげることをフォーラム開催の目的とした。

研究内容（活動報告）

医療技術評価の議論は、個別の薬剤や医療機器をどのように比較分析するかという視点や、償還や価格設定の方法という視点で議論されることが多い。しかし、実践面では、医療技術評価自体の費用対効果を向上させる必要もあり、医療技術評価への取組みを促進していくインフラのかなめとして PPAP が重要であると考えられる。PPAP とは、官民パートナーシップ（public and

private partnerships; PPP) に大学等の研究教育機関を含めた官民学パートナーシップ (public, private and academic partnerships; PPAP) を意味する。

したがって、本フォーラムでは、アジア地域における医療技術評価への取組みにおいて今後どのように PPAP を推進していくべきかをテーマとして、日本・シンガポール国際 HTA 政策フォーラムをフランスの ESSEC 経営大学院シンガポール校において開催した。ESSEC 経営大学院シンガポール校の協力をはじめ、東京大学公共政策大学院医療技術・政策学寄付講座の協力も得て、異なる背景をもちグローバル経験が豊富な専門家による自由闊達な議論が行われた。会議のアジェンダは以下の通りである。

開催概要

MIGA・ESSEC 共同国際 HTA 政策フォーラム

テーマ：アジアで興隆する医療技術評価

ーどのように官民学連携(PPAP)を強化できるかー

Growing HTA in Asia: How can we strengthen PPA partnerships?

日時：2015 年 10 月 28 日（水）15:00 -19:00

会場：フランス ESSEC 経営大学院シンガポール校（ESSEC Asia Pacific）,
2 One-North Gateway, Singapore 138502

主催：明治大学 研究・知財戦略機構 国際総合研究所

協力：フランス ESSEC 経営大学院シンガポール校

東京大学公共政策大学院医療技術・政策学寄付講座

参加者：

- 林良造 明治大学国際総合研究所 所長
- 大西昭郎 明治大学国際総合研究所客員教授
- 鎌江伊三夫 東京大学公共政策大学院特任教授
明治大学国際総合研究所シニアファカルティ
- 杉本隆 東京大学公共政策大学院特任研究員
- Gérard de Pouvourville 教授, フランス ESSEC 経営大学院医療経済科長
- Allen Lai Director, Institute of Health Economics and Management, ESSEC Asia-Pacific
- Hong Li HEOR director, AbbVie, Singapore

- Bruno Rossi Senior Advisor, Bayer Yakuhin Japan
- Joerg Mahlich Director, Health Economics, Janssen Pharmaceutical KK Japan
- 井上幸恵 クレコン医療テクノロジーアセスメント（株）研究部長

プログラム

- 15:00 開会挨拶 林良造 明治大学国際総合研究所長
Allen Lai, Director, Institute of Health Economics and Management, ESSEC Asia-Pacific
- 15:10 講演 1 「シンガポールにおける HTA と PPAP の展望」
Allen Lai, Director, Institute of Health Economics and Management, ESSEC Asia-Pacific
- 15:40 講演 2 「日本における HTA と PPAP の展望」
大西昭郎 明治大学国際総合研究所客員教授
- 16:10 講演 3 「アジア地域における HTA と PPAP : 産業界の視点」
Hong Li, HEOR director, AbbVie, Singapore
- 16:40 休憩（10 分）
- 16:50 講演 4 「日本の新 HTA 制度をめぐる産業界の視点」
Bruno Rossi, シニアアドバイザー, バイエル薬品, 東京
- 17:20 講演 5 「ドイツと日本を比較しての欧州の産業界の視点」
Joerg Mahlich, ヘルスエコノミクス部長, ヤンセンファーマ（株）, 東京
- 17:50 休憩（10 分）
- 18:00 円卓ワークショップ「HTA をめぐる PPAP:どのように強化できるかーその優先度は」
座長 Gérard de Pouvourville 教授, フランス ESSEC 経営大学院医療経済科長
鎌江伊三夫 東京大学公共政策大学院特任教授
明治大学国際総合研究所シニアファカルティ
参加者 全員
- 19:00 閉会挨拶 鎌江伊三夫
- 17:00 閉会

会議内容の概要

まず、林所長よりの開会の挨拶でフォーラムが開始された。特に、ASEAN 地域において、今後

の医療技術評価の導入および進展が見込まれていること、その中で日本およびシンガポールへの期待が大きいことが述べられた。また、ESSEC アジアパシフィックの Dr. Lai 氏より、歓迎と本ワークショップ開催の意義についての挨拶があった。

続いて、ESSEC の Dr. Lai 氏が「シンガポールにおける HTA と PPAP の展望」と題された発表を行った。シンガポールの人口動態や医療制度についての紹介、その特徴を踏まえて、シンガポールにおける HTA のあり方、今後の見通しや既に予定されている政策スケジュールについての見解が述べられた。ASEAN におけるシンガポールの位置は GDP や人口地理的に鍵となる存在であり、その強みを活かして、シンガポールが国レベルで医療政策を時代のニーズに対応させるリーダーシップを発揮していることが示された。

大西教授による「日本における HTA と PPAP の展望」と題する発表では、日本政府および産業界の視点から、現在の PPAP をめぐる課題が提示された。そこでは、HTA は多様なステイクホルダーが関与し極めて多くの要素を内包する概念であること、PPAP の視点から課題を整理するためには、ボトルネックとなっている可能性のあるステイクホルダー間の関係性について認識することが重要であることなどの論点が整理された。日本における HTA の議論はそれほど新しいものではないが、改めてここ数年で注目されている流れのなかで、たとえ試行的であっても具体的に制度導入をすることが重要であることも指摘された。

Dr. Li 氏は、グローバルメーカーでの豊富な経験を基に、企業からみたアジア地域の各国政府の現状および展望について講演した。アジアでは、従来から政府による制度設計の不十分さや人材不足があることが指摘されてきたが、データベース等の技術的なインフラ整備についても途上であり、その活用が価値ある情報生産につながるとの認識が広がっているところであるとの見解が示された。製薬企業は、データ共有の面で必要な官民学連携に協力する用意があることも指摘された。

Rossi 氏は、2016 年 4 月から試行的導入が予定されている日本での HTA について、欧州での HTA との対比を軸に説明があった。重要な点として、アカデミアと産業界では HTA に対するインセンティブが異なることが指摘された。また、アカデミアと産業界との間のコラボレーションのひとつとして、学識をもった人材のリクルーティングも含まれるとの指摘があり、これは「コラボレーション＝共同研究」ではないという注意喚起でもあった。また、特にパートナーシップの構築が困難であるアジア共通の課題として、専門家が少な過ぎることが挙げられた。アカデミアだけでなく、産業界や患者団体などにもある程度専門的な議論ができる人材がいることでパートナーシップが円滑に実践できるが、現状ではその点でも専門家が少な過ぎることが指摘された。

最後の発表者である Dr. Mahlich 氏は、日本の HTA で議論されている分析手法はほとんどが英国に倣っており、ドイツのように英国以外の国で利用されている別の分析アプローチについては議論が不十分である懸念が示された。Dr. Mahlich 氏は自身がウイーン大学で、大学間や産学連携による論文発表において成果をあげてきた経験から、医療技術評価における現在の課題について、以下のように指摘した：

- 1) ドイツを含め欧州では、経済学出身の学生の一部が、産業界の政策部門などやコンサルタントとして働くことが一般的であるが、日本では HTA に関する専門家の人数が限られている。日本

では 2016 年から医療技術評価の部分的な導入がなされ、今後、医療経済分野の人材も増加すると見込まれるものの、必要な人材の確保には相応の時間を要する。

2) 一般的には、異なる専門性をもつ人を論文の共同著者に招くことで論文掲載の可能性や研究の質を高めることが、国内および他国の大学間でのコラボレーションを推進する主なインセンティブとなっている。しかし一方、ドイツにおける PPAP の阻害要因のひとつとして、アカデミア所属者が企業との共同研究によって生じうる利益相反を主な理由として、コラボレーションに意欲を見せないことが経験されている。

以上の発表を踏まえて、次に円卓ワークショップをおこなった。そこでは、デルファイ法を用いた専門家間のコンセンサス形成を行った。以下の手順により、すべての参加者が優先されるべきカテゴリー：コミュニケーション・教育・インフラ（データ整備を含む）・予算の 4 つの要素についての優先度を投票し、その結果を数値化した上で、議論の土台とした。

ステップ 1. カテゴリーの優先度の投票

- ーインフラ（データ整備を含め）
- ー教育
- ー予算
- ーコミュニケーション

ステップ 2. 各カテゴリーの重要因子の同定と討議

ステップ 3. 今後の取組みへの提言

その結果として、表 1 のような投票結果が得られた。優先度は、

- | | |
|-------------------|---------|
| 1) コミュニケーション | 16 ポイント |
| 2) 教育 | 18 ポイント |
| 3) インフラ（データ整備を含む） | 20 ポイント |
| 4) 予算 | 22 ポイント |

の順番になると集計された（ポイントが少ないほど優先度が高い）。一方、投票結果はさまざまな解釈が可能であり、異なる背景をもつ専門家それぞれの立場から見た現在の課題の優先度は、必ずしも一致しない結果となった。

表 1. 産官学連携の 4 カテゴリーの優先度についての投票結果

4 つの要素	投票結果（4 つの要素について、1~4 の数字が小さい順から優先度が高くなるように投票した）								計
インフラ	2	2	1	2	4	3	3	3	20
教育	3	1	4	3	2	1	2	2	18

予算	1	4	3	4	3	1	2	4	22
コミュニケーション	4	3	2	1	1	3	1	1	16

研究成果

地球規模の健康向上をより効率的に、費用対効果的に達成していくという目標に向かって、産官学での共通利益を達成するためには産官学のパートナーシップ（PPAP）が必要である。そこで、本研究では医療技術評価における官民学パートナーシップ（PPAP）をテーマとして、国際フォーラムをシンガポールの ESSEC 経営大学院において開催した。省庁経験者、産業界の実務家、学者と様々な背景をもつ参加者が日本、シンガポール、中国、米国、フランス、ドイツなどでの経験をふまえ活発な議論が行われた。

その討議において、まず、シンガポールの人口動態、医療制度や新たな HTA 組織の設立など、シンガポールの国レベルでの HTA 政策のリーダーシップが明らかにされた。一方、日本では、多様なステイクホルダーが HTA に関与し極めて多くの要素を内包するため、ステイクホルダー間の関係性についての不十分な認識が、PPAP の視点から課題を整理するためのボトルネックとなっている可能性があり、まずは試行的であっても具体的に HTA 制度を導入することが先決であることのコンセンサスを確認した。また、アジアでは、従来から政府による制度設計の不十分さや人材不足があることが指摘されてきたが、それらの重要性への認識は次第に高まってきており、製薬企業はデータ共有の面で必要な官民連携に協力する用意があることも指摘された。さらに、2016 年 4 月から HTA の試行的導入が予定されている日本では、欧米に比べあまりに専門家が少な過ぎること、それが PPAP の効果的な実施をはばんでいることが指摘された。アカデミアの利益相反の問題もこれからの課題であることが明らかになった。

以上の討議を通して、国や地域によって PPAP の発展のための課題には異なる地域の条件が存在するが、一方で共通して、人材不足や制度の未整備が指摘された。これら課題の解決には相応の政府予算が必要であることは明らかであり、優先されるべき 4 つのカテゴリーとして、1) コミュニケーション、2) 教育、3) インフラ（データ整備を含む）、4) 予算が同定された。そして、円卓ワークショップでのデルファイ法による投票とコンセンサス形成により、課題の優先度について、

- 1) コミュニケーション
- 2) 教育
- 3) インフラ（データ整備を含む）
- 4) 予算

の順となることが確認された。しかし、投票結果の詳細な表が示しているように、国際的な HTA 経験が豊富な専門家においても、現状の課題認識の優先度は必ずしも一致しているわけではないことが明らかとなった。4 つのカテゴリーには各国の事情に応じた優先度があるにせよ、いずれの

専門家もそれら4つがほとんど同時並行的に実現されるべきことをコンセンサスとして確認した。したがって、現実的には、予算措置を前提として各国・各地域の条件に応じた4カテゴリでの取組みが行われるべきであるが、同時に、他国・他地域の課題解決方法を参考とした情報共有も行う必要があると認識された。国際間でデータ共有等の連携を通して、医療技術評価の効率的な制度構築や運用を考えていく必要もあることが専門家間の共通認識となった。そのためには、今後、特にアジア地域においてはPPAPの果たす役割が重要であり、具体的なプロジェクトを着実に積み上げていくことが求められると総括された。

エグゼクティブ・サマリー

- 1) 明治大学（研究・知財戦略機構、国際総合研究所）の主催により、医療技術評価に関する国際フォーラムを ESSEC 経営大学院シンガポール校で開催した。また、東京大学公共政策大学院の寄付講座「医療技術評価・政策学」も本フォーラム開催に協力した。
- 2) 会議では、医療技術評価における官民学パートナーシップ（PPAP）の意義について討議
- 3) シンガポールによる新たな HTA 組織の設立など、アジアでのリーダーシップを確認
- 4) 一方、日本では、多様なステイクホルダーによる HTA への関与や、極めて多くの要素の存在が、PPAP の視点から課題を整理するためのボトルネックとなっている。
- 5) アジアでは、従来から政府による制度設計の不十分さや人材不足があることが指摘されてきたが、産業界はデータ共有の面で必要な官民連携に協力する用意がある。
- 6) 欧米に比べあまりに専門家が少な過ぎる日本の現状は、PPAP の効果的な実施をはばんでいるし、アカデミアの利益相反も課題となる。
- 7) 課題の優先度は、コミュニケーション、教育、インフラ（データ整備を含む）、予算の順となるが、ほとんど同時並行的に実現されるべきである。
- 8) 他国・他地域の課題解決方法を参考とした情報共有も必要
- 9) 特にアジア地域においては PPAP の果たす役割が重要であり、具体的なプロジェクトを着実に積み上げていくことが求められる。

研究メンバー

プロジェクトリーダー



鎌江伊三夫 客員研究員

研究協力者

会議参加者に記載された全員

情報技術の深化と政策

研究目的

Internet of Things (IoT) や M2M (Machine to Machine) の普及とともにさまざまなデータが得られるようになり、これらのデータ、いわゆるビッグデータを収集・分析することで、新事業・サービスの創出や日本を取り巻く諸課題の解決に大きく貢献することが期待されている。データはインターネットを使ってやり取りされることが多く、容易に国境を超える。しかし、情報セキュリティおよびプライバシーに関する法制度は国・地域ごとに設けられているため、混乱が生じている。

また、国内および地域内においても、技術の進歩に法制度の見直しが追いついていないという問題も生じている。

こうした状況を踏まえ、時代に即した法制度の在り方や、利用者のデータを保護しつつ、海外でビジネス展開する日本企業が不利にならないような、国際的な法制度のフレームについて検討を行う。

研究内容（活動報告）

研究課題

産官学の専門家を集め、以下のテーマについて検討を深めた。

- 個人情報保護法の改正と匿名加工情報の取り扱いについて
- 製造業における IoT – 欧州市場でビジネス展開する日本企業と、欧州のデータ保護に関する法規制について
- 犯罪捜査における GPS 情報の利用とプライバシー保護
- 通信の秘密と安全保障
- 健康・医療情報の取り扱い
- 医療等IDとプライバシー保護
- 地域医療連携の現場から
- 海外における医療情報の取り扱いにかかる規制
- ウェアラブル デバイスのセキュリティ対策
- IoT 事業者が抱える問題

主な研究成果

研究成果は報告書にまとめるとともに、以下のとおり一般公開セミナーを実施し、社会への還元を図った。

1. ICT 利活用の先行事例からみる地方創生
基調講演 内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局 村上 敬亮 参事官
2. IoT が切り拓くオープンイノベーションと新産業創出の展望
基調講演 株式会社村上憲郎事務所 村上 憲郎 代表取締役
3. ドローンの利活用促進と課題解決への展望
基調講演 ドローンテックラボ・コンソーシアム・仙台／(株)GENPAY 大西 清 COO
4. ビジネス最前線:医療分野における AI の利用
基調講演 東京大学大学院医学系研究科音声病態分析学講座 光吉俊二 特任講師／博士(工学)
5. Global Discussion – New Data Protection Frame
Keynote Speaker OECD Privacy Guidelines and future - Michael Donohue, Senior Policy Analyst, OECD/STI
6. Innovation Ecosystem for Government IT: Case Study in a US Federal Healthcare System
Keynote Speaker Seong K. Mun, PhD, President, OSEHRA Professor, Virginia Tech UniversityArlington, Virginia, USA

研究メンバー

プロジェクトリーダー



清貞智会 客員教授

根津利三郎 客員教授

研究員

客員研究員 山口英、中島武雄、大橋照永

グローバルファイナンス

グローバル経済に於ける企業経営とファイナンス

研究目的

この一両年日本企業の資本生産性を含む業績・資本効率の低迷が問題視され持続的企業価値向上に向けた収益性改善、競争力強化を求めて、コーポレートガバナンス改革が急速に進展した。

一方、日本企業は社会・経済の構造変化や経済のグローバル化等の環境変化に対応して企業としての成長戦略や構造改革を迫られるが資金需要も多様化、また、資金供給側の状況も大きな変化が見られる。

本研究ではグローバルファイナンスの視点で先進諸国の金融政策・規制動向等のマクロ環境の分析、需要側(企業)の資金需要多様化や経営戦略の動向分析、供給側(金融・資本市場)の現状と傾向の分析を行ったうえで企業のグローバル経営における財務戦略やリスクマネジメントを含む財務ガバナンスのあり方を検討する。

研究内容（研究概要と活動報告）

1. 研究概要

人口動態をはじめ日本の社会・経済の構造は急速に変化、企業経営もそれらの構造変化や経済のグローバル化への対応が求められる。かかる環境変化に対応して企業として成長戦略や構造改革を推進する上で資金需要も多様化、一方、資金供給側の状況も大きな変化が見られる。

本研究に於いてはグローバルファイナンスの視点で先ず下記の現状分析と論点の整理を行う：

1) 環境変化の分析

先進各国の金融政策(過剰流動性、超低金利、出口政策への思惑、等)、企業の M&A や海外現地オペレーション等のトレンド、銀行規制・会計制度動向

2) 需要側(企業)の資本構成、資金需要の分析

最適資本構成/資本増強、内部留保、現預金、M&A/大型投資、新機軸ファイナンス組成、等多様化する資金ニーズと資金構造の最適化

3) 供給側の現状と傾向の分析

直接金融(Equity Finance、転換社債、外貨建て普通社債等)、間接金融(リーマンショック、欧州債務危機を経た邦銀の状況、プロジェクトファイナンスへの姿勢、米系・欧州系銀行の姿勢、日本政府主導の成長戦略・海外展開支援、JBICによるM&A支援や出資形態での量的補完等制度金融の状況)

上記の現状分析を行った上で、以下を含む課題の検討を行う：

- 1) 最適資本構成、内部留保、現預金、有利子負債
- 2) 資金需要大型化・調達ソースの多様化への対応
- 3) 調達場所の最適化、グローバル資金マネジメント等財務ガバナンス
- 4) 機関投資家へのアプローチ
- 5) 各国規制への対応
資本市場ルールへの遵守、途上国の資本規制・通貨規制
- 6) リスクマネジメント
為替リスク、カントリーリスク等多様化するリスクへの対応

2. 研究会活動状況

研究会は2014年5月開始、2016年3月末までに下記12回の研究会を開催済み。

2016年度も本研究会を継続予定。

1) 第1回研究会 (2014.7.2)

議題：研究会の趣旨説明と研究テーマについての意見交換。

初回につき Project Leader より研究会計画概要を説明し研究の運営方針について意見交換。

2) 第2回研究会 (2014.9.10)

議題：“日本に於けるコーポレートファイナンス”

報告者：伊藤友則 一橋大学大学院教授

伊藤教授による下記を含む問題提起の後、意見交換・議論。

“日本的企業金融はあるのか?”、“企業金融の本質”、“最適資本構成、資本コスト、あるべき資本生産性”、“投資家との対話”、“M&Aについて”、“株主還元のあり方”

3) 第3回研究会 (2014.10.27)

議題：“世界経済・金融の現状と課題”

報告者：松宮基夫 三菱東京UFJ銀行 経済調査室長

松宮氏より“世界経済・金融の現状と展望”、“国内マネーフローの日米比較”、“先進国の大規模金融緩和とグローバル・マネーフローの変化”、“グローバル金融機関の動静”について報告がなされ、意見交換した。

4) 第4回研究会 (2014.12.9)

議題：“日立製作所の財務戦略”

報告者：中村豊明 日立製作所代表執行役副社長

中村氏より個別企業の事例として総合電機メーカー日立製作所の財務戦略について“1990年以降の業績と財政状態の推移”、“赤字からの脱却と経営戦略”、“成長戦略への転換”、“経営管理制度の改革”、“財務戦略の推進”、“経営目標と財務目標”についてプレゼンテーションがなされ、それらについて議論。

5) 第5回研究会 (2015.1.26)

議題：“伊藤忠商事の財務戦略”

報告者：関 忠行 伊藤忠商事代表取締役副社長 CFO

関氏より個別企業事例として総合商社の財務戦略について“財政状態”、“経営計画及び戦略”、“リスクマネジメントと財務規律”、“財務オペレーション”、“今後の課題”について報告、これらの issue について議論。

6) 第6回研究会 (2015.3.9)

議題：“コマツのグローバル経営”

報告者：藤塚 主夫 小松製作所取締役専務執行役員 CFO

藤塚氏より“コマツの概要”、“コマツのグローバル化の歩みと経営構造改革”、“コマツのグローバル経営管理体制”について報告。引き続き各テーマについて議論。

7) 第7回研究会 (2015.4.28)

議題：“グローバル財務ガバナンス”

報告者：河原茂晴 KPMG FAS Executive Adviser

栗原 宏 KPMG Japan 金融アドバイザリー部 Managing
Director

河原氏よりコーポレートガバナンス改革関連で日本企業のROEの低さについての問題分析がなされた後、栗原氏よりソニーの海外展開と財務管理体制の進化と金融子会社のネットワークを中心としたグローバル財務管理プラットフォームの紹介、日本企業の海外進出と財務ガバナンスの課題について報告。これらについて質疑と議論。

8) 第8回研究会 (2015.6.18)

議題：“グローバルな金融規制強化を受けた投資家の台頭”

“日本版コーポレートガバナンス・コードの論点”

報告者：浅井公広 日興アセットマネジメント 商品企画管理本部長

浅井氏より各国の規制当局による規制強化を受けて銀行が自己資本

強化のため長期ローンやエクイティへの投資を縮小傾向にあるのに

対し個人投資家、BDC(Business Development Companies)、MLP

(Master Limited Partnership)等のアセットクラスが登場していることの紹介あり、ま

た 6 月に導入された日本版コーポレートガバナンス

・コードについて形式的導入の危険性、成長戦略の一環とされている

がグッドガバナンスにつながるか、過度に細分化されて経営の自由度が失われないか等の論点について報告。これらについて議論。

9) 第 9 回研究会 (2015.8.25)

議題：“昨今の株式市場動向 ―投資家の短期志向について考える―”

報告者：楠瀬丈生 メリルリンチ日本証券 副会長

楠瀬氏より市場の全体像を俯瞰。資金フロー、市場動向・売買パターンについて説

明。投資手法の多様化や執行方法の進化、外人投資家の公募増資・売り出し案件への

需要の大きさ、日本に於けるソフトアクティビズム、トヨタ AA 型種類株式等のトピックスについて議論した。

10) 第 10 回研究会 (2015.10.13)

議題：“日本企業の資本市場における調達と規制”

報告者：鈴木克昌 弁護士 森・濱田松本法律事務所パートナー

鈴木氏より日本企業の資本市場における調達と主要な規制について報告。

主として会社法、金融商品取引法、証券取引所規制、外国為替/外国貿易法等の規制の特徴について説明あり、併せて米国証券法、英国金融サービス規制についても解説。金商法の開示情報の質/量の問題や取引所規制との整合性の問題、エンフォースメントリスクの低さ等が指摘され、これらの論点について意見交換した。

その中で日本に於いてはレギュレーターや裁判官の金融・経済知識の不十分さの問題も指摘された。また、金融危機は資本市場における調達の容易化方向に進んでいるとの認識が示された。

11) 第 11 回研究会 (2015.11.5)

議題：“役員報酬に関する最近の動向”

報告者：角田慎介 野村証券経営役、 橋本基美 IB ビジネス開発部次長

角田氏より役員報酬を取り巻く環境変化、インセンティブプランの主な形態、役員報酬制度の諸事例についての報告があり、クロスボーダーM&Aに於ける経営陣のリテンション問題も議論した。

役員報酬体系は日本のコーポレートガバナンス・コードに於いても企業価値の持続的成長へのインセンティブとして課題認識されているが、固定 vs 業績連動、短期&長期インセンティブ、全体の水準等の論点も含めて意見交換した。

12) 第12回研究会 (2016.01.19)

議題：“企業の内部留保と日本経済”

報告者：勝 悦子 明治大学 政治経済学部教授

勝教授より日本企業の内部留保の現状と動向について現預金保有を含めて分析・報告がなされ、コーポレートガバナンス改革における資本効率の向上や企業価値の持続的成長の視点からの論点ならびに日本経済の成長に対するマクロ視点の影響等の説明があり、機関投資家の動向を含めて意見交換がなされた。

3. シンポジウムの開催

2016年3月29日当研究会の研究活動の一環としてグローバルホールに於いてシンポジウムを開催した。

シンポジウムのテーマ、構想、開催概要、全体プログラムは下記の通り：

テーマ：「金融経済情勢とグローバル経営に於ける企業の財務戦略」

構想：現状の世界経済は資源・原油価格下落、中国や新興国経済の停滞、テロ等地政学的リスク、米国の出口政策等の要因で世界同時株安、為替変動に見られる予測を超える金融経済情勢の波乱状況下にある。

一方、ここ一両年で大きく進展した日本のコーポレートガバナンス改革により日本企業は資本効率向上、企業価値の持続的成長を求められている。かかる情勢を踏まえて企業のグローバル経営における財務戦略やリスクマネジメントを含む財務ガバナンスのあり方と課題について識者による講演とパネルディスカッションを通じて考える。

開催概要

日時：2016年3月29日(火) 13:30～17:10

会場：明治大学 グローバルフロント1階 グローバルホール

主催：明治大学 国際総合研究所(MIGA)

後援 : 日本 CFO 協会、KPMG/あずさ監査法人、野村ホールディングス

プログラム

総合司会 : 三和 裕美子 明治大学 商学部教授

13:30 開会挨拶 :

川口順子 明治大学国際総合研究所特任教授 元外務大臣

13:35～14:15 基調講演 : 「金融経済情勢と企業経営」

行天 豊雄 国際通貨研究所 理事長

14:15～14:55 講演 : 「最近の国際協力銀行(JBIC)の取り組み」

矢島 浩一 国際協力銀行 副総裁

15:10～16:50 パネルディスカッション

テーマ : グローバル経営に於ける企業の財務戦略、リスクマネジメント、財務ガバナンス
のあり方と課題

パネリスト :

勝 悦子 明治大学副学長、政治経済学部教授

栗原 宏 KPMG あずさ監査法人 マネジングディレクター

中村 豊明 日立製作所代表取締役副社長 CFO

藤塚 主夫 小松製作所取締役専務執行役員 CFO

モデレーター :

藤田 純孝 明治大学国際総合研究所フェロー、日本 CFO 協会理事長

16:50～16:55 閉会挨拶 :

坂本 恒夫 明治大学国際総合研究所副所長

主な研究成果

今後2016年4～6月に研究会を3回程度継続開催の上、研究成果をまとめる予定。

研究メンバー

プロジェクトリーダー



藤田純孝 フェロー

研究員

野地 もも 明治大学商学研究科博士後期課程

メンバー

浅井 公広 日興アセットマネジメント株式会社 商品企画監理本部長

飯山 俊康 野村証券株式会社 執行役員 インベストメント・バンキング担当

(2015 年 3 月まで)

角田 慎介 野村証券株式会社 経営役 企業情報部担当兼企業情報部長

(2015 年 3 月から)

伊藤 友則 一橋大学大学院 国際企業戦略研究科 教授

勝 悦子 明治大学 副学長、政治経済学部 教授

河原 茂晴 KPMG Japan 株式会社 KPMG FAS Executive Advisor

楠瀬 丈生 メリルリンチ日本証券株式会社 取締役副会長(2015 年 12 月まで)

若月 雄一郎 メリルリンチ日本証券株式会社 投資銀行本部長(2016 年 1 月から)

鈴木 克昌 弁護士 森・濱田松本法律事務所 パートナー

関 忠行 伊藤忠商事株式会社 顧問(前 代表取締役副社長 CFO)

中村 豊明	株式会社日立製作所 代表執行役 執行役副社長
藤田 純孝	明治大学国際総合研究所 フェロー、日本 CFO 協会理事長
藤塚 主夫	株式会社小松製作所 取締役 専務執行役員 CFO
柳井 隆博	株式会社 三菱東京 UFJ 銀行 常務執行役員 (2015 年 4 月まで)
小林 真	株式会社 三菱東京 UFJ 銀行 常務執行役員(2015 年 5 月から)
荒井 友里恵	野村資本市場研究所 研究部 研究員 (記録)

➤ 研究連携

国際大学との共同研究

アジア太平洋地域と国際関係学

研究目的

昨年度に続き、国際大学との共同研究を1年間行った。研究目的や方法に関しては、昨年度と同様であり、両大学の系列法人化移行に際し、「相互の建学の理念を尊重の上、法人間の連携及び教育研究活動の包括的な交流と連携・協力を推進し、『世界トップクラスのグローバルユニバーシティ』の実現を目指すこと」である。

昨年度と同様に、共同研究のフレームワークは、以下のようなものであった。

- ① 双方の研究者がお互いのキャンパスに出向いて共同研究会を行うこと
- ② 共同研究の一環として外部資金を申請

外部資金は、2015年12月に国際大学側が *The Role of the United States and Japan in Practice of Human Security in South East Asia* というタイトルで米日財団から獲得した。文字通り、東南アジアにおける人間の安全保障に関して、日米両国の役割を探るものである。

研究内容（活動報告）

2015年度の研究内容は、大きく二つに分かれる。第一に、2015年7月に明治大学と国際大学共催の形で海洋安全保障に関するシンポジウムを行った。第二に、従来型の国際大学との共同研究会合を行った。折りしも、その過程で国際大学側が米日財団から研究助成を得ることができたので、次年度以降は海外研究調査等については国際大学側が負担し、東京での会合や国際会議を本学側が持つこととなる。

以下、二つに分けてそれぞれの概要を論じる。

（1）シンポジウム「海のアジアにおける国際協調－平和と安定の促進のために－」

開会挨拶は明治大学副学長勝悦子教授が開幕の辞を述べた。開幕の辞の中、勝悦子教授が大学の研究発信と海の安全に関する数点を触れた。その後、本学の伊藤剛教授が登壇し、アジア地域

安全、大国の役割、海の重要性などの問題を設定した。基調講演では、元海将香田洋二が現在世界海軍の状況と海洋運行の基礎知識などを紹介した。

第一部「アジアにおける大国と周辺国の認識」では、明治大学教授鈴木健人が議長を勤め、日本の認識を国際大学副学長の信田教授が報告。米国の認識をデビッド・アラセ教授（米国）、フィリピンの認識をヴァージニア・ワトソン氏（米国）が、ベトナムの認識をアレキサンダー・ビュービング氏（米国）が報告。アラセ教授は、南シナ海における問題の所在を明らかにした上で、領海の問題が東アジア諸国のナショナリズムを刺激していると指摘。ワトソン氏は、海洋安全保障における米国とフィリピンの関係について、両国間にある安全保障制度が歴史的にどのような役割を果たし、新たに締結された新制度と米比関係の展望について報告を行った。ビュービング氏は、南シナ海の安全保障において、ベトナム、日本、米国がどのように連携を取るべきかを報告した。

第二部「アジアの海洋安全保障における主要アクター」において、ミン教授（ベトナム）と薛教授が報告を行った。薛教授（中国）は南シナ海に対する中国政府の基本的な政策方針を述べ、地域の安定のためには南シナ海問題に対する不透明性をなくすよう努力した上でバランスを保つことが重要であると述べた。ミン教授は、近年、中国が南シナ海に関する政策に大きな変化があったと指摘。それによりアジア太平洋がバランスを崩しており、建て直す必要があると述べた。第二部では、明治大学ポストドクターの李氏、台中科技大学の葉教授（台湾）、東海大学の山田教授も報告している。

第一部、第二部ともに、参加者全員で行った議論では、アジア太平洋における安全保障において各国がどのような認識を持ち、平和と安定のために何が必要か積極的な議論が繰り広げられた。

（2）国際大学における研究発表

元来は双方でフレームワークに基づき、本学教授が国際大学側を訪問する際は本学側が交通費を拠出する形で行われた。今回は、「東南アジアの人間の安全保障における日米の役割」というタイトルで研究会が行われた。

本プロジェクトは、昨年11月に国際大学側が米日財団から研究助成を2年という期間で獲得したことによって、今から2年間「アジアにおける人間の安全保障」に関して研究に取り組むとい

うことである。浦佐、東京での研究会合を1回ずつ、そして2016度中にシンポジウムを本学にて開催するという枠組みである。

研究プロジェクト自体は、国際大学側が、信田智人「フィリピン・ミンダナオにおける統治回復と個人の安全」を、熊谷奈緒子「アジアにおける戦争と女性」について研究を行い、明治大学側が、伊藤剛「ミャンマーにおける民主化と人間の安全保障」を、江島晶子「日本における安全保障法制と個人の安全」について研究活動を行うことになっている。なお、この4名に加えて、青山学院大学の福島亜紀子教授が米日財団プロジェクトメンバーとして加わっている。

この第一回国内研究会合が、2016年2月2日に国際大学で行われた。なお、米日財団助成案件であるが、本学としては浦佐までの交通費を本プロジェクトから拠出した次第である。会合では、各自の論文構想についての報告・討議が上記課題それぞれに関して行われた。

なお、今後の計画としては、2016年度に海外調査を終わらせ、簡単なシンポジウムを開催し、2017年には一人3万字強の原稿を執筆する予定である。

【共同研究日程表】

<「海のアジア」>

2015年 7月22日 「海のアジア」における国際協調シンポジウム（明治大学にて）

<国際大学における研究発表>

2015年2月2日 米日財団助成「アジアにおける人間の安全保障」会合（国際大学にて）

主な研究成果

--伊藤剛『『覇権戦争なき覇権交替』を目指すのか?』『東亜』586号、96～103頁。

--江島晶子「国際人権保障の観点から見た「国際協調主義」の課題と可能性—ヨーロッパ人権条約およびイギリスの関係を手がかりに—」笹川紀勝（編著）『憲法の国際協調主義の展開—ヨーロッパの動向と日本の課題—』（敬文堂）41-69頁。

研究メンバー

プロジェクトリーダー



伊藤 剛 教授

プロジェクトメンバー

明治大学 伊藤剛* 国際総合研究所所員・政治経済学部教授（国際政治学）

江島晶子 法科大学院教授（憲法）

<研究補助者として>

李永シュ 国際総合研究所ポストドクター

水澤紀元 大学院政治経済学研究科博士後期課程

国際大学 信田智人* 国際大学副学長・教授

熊谷奈緒子 国際大学准教授

（*印は、それぞれの大学の代表者）

GLOBAL NETWORK

米国サイバーセキュリティ政策と個人情報保護の動向

研究目的

本研究は、米国のサイバーセキュリティに関する政策を主なテーマとしたもので、21世紀のグローバル・高度情報化社会における知的財産やネットワークインフラ保護への取り組み、安全保障に伴う政策上の様々な課題について調査・分析を行う。本テーマは大きく分けて3つある。まず1つ目は、サイバーセキュリティに対する国民への意識浸透。公共及び民間セクター

における主要インフラの保護・強化へのニーズは、9.11以降テロ防止対策や経済活性化など国の政策として最終的に取り込まれた。その過程において、サイバーセキュリティがどのように国民に共通認識として反映されたか。国家としてのビジョンやアイデンティティ形成に焦点を当て、政策の母体となる米ホワイトハウスの大統領政策決定辞令(PDD=Presidential Decision Directive)、国土安全保障省(DHS=Department of Homeland Security)、国防省(DOD=Department of Defense)、商務省(DOC=Department of Commerce)などによる正式文書やプログラムなどを分析する。2つ目は、サイバーセキュリティの大学教育プログラムとしての展開。事業発足の背景、大学における先端技術研究機関としての機能、2年制・4年制大学及び院レベルでの導入、DHSによるプログラム認可、プログラムの特色及び最近のトレンドを探る。そして3つ目が、サイバーセキュリティ及びインフラ保護政策における現状の課題。サイバーセキュリティリスクに対する国民への過剰な宣伝やメッセージ、公共・民間パートナーシップにおける倫理又は法律上の問題が主な対象である。具体的には、サイバースペースを利用した様々な悪意ある攻撃に対する識別と的確な対応、管理チームの内部者又は外部契約者などによる機密情報の盗用や意図的な漏洩、さらにはデータマイニングなどの技術を巧みに利用した個人電子情報の第三者機関への売買などが挙げられる。又、DOD傘下の安全保障局(NSA=National Security Agency)やFBIなどをはじめとする国家機関による民間企業や団体、ジャーナリストへの圧力やスパイ行為疑惑など現在米国内で波紋を広げている論争にも触れる。

研究内容（活動報告）

まず、手始めに、サイバーセキュリティが大学における教育プログラムとして一般的に普及されるまでに至った歴史・政治的背景及びプログラムの特色やトレンドについて調査した。米政府のサイバーセキュリティに対する取り組みは、コンピューターや情報ネットワーク技術が急速に発達した90年代後半から始まった。当時のクリントン大統領は、将来を見据えた政策として国家及び民間レベルでの主要・基幹情報インフラの保護・強化の重要性を唱えた。ネットワークセキュリティへの関心は政府の内部機関にてある程度上がっていたが、当初は、まだ教育プログラムは視

野に入ってなかった。サイバーセキュリティが本格的に政策として打ち出されたのは、後のブッシュ政権（特に9.11同時多発テロ以降）からである。

大学レベルにおける教育として展開するプログラムはNCAE（=National Center for Academic Excellence）と呼ばれるもので2004年に発足された。NCAEは国内外のテロ対策やビザ・移民政策の中核機関であるDHSと防衛・国家安全保障を担う国防省によって共同で運営・管理されている。プログラムは情報保証（IA=Information Assurance）とサイバーディフェンス（CD= Cyber Defense）が中心で、ネットワーク脆弱性に関する教育や技術的知識、研究に精通した専門集団の育成を主な狙いとしている。プログラム発足から4年後の2008年には、研究事業センターを所定の大学キャンパスに設置しかつ4年制大学学部及び大学院レベルのプログラムとして導入することが正式に表明された。プログラムは、大学教育レベル別にカテゴリー（通称CAE）が設けられており、2年制大学やコンピューターアカデミーのように専門学校を対象としたCAE/2Y、4年制大学学部及び大学院修士レベルを対象にしたCAE、そして大学院博士レベルでの研究を含めたCAE-Rと大きく三つに分かれている。CAEプログラムを大学教育として立ち上げるにはDHS及び国防省管轄のNSA（国家安全保障会議）による正式認可が必要となる。CAEプログラムは2010年に全米44箇所（4年制大学43箇所、2年制大学1箇所）の大学キャンパスに登場して以降、ここ数年で急速に増加した。2015年時点で計44州をまたぐ181箇所（4年制大学149箇所、2年制大学32箇所）に上り、その内訳も学部又は院修士レベルで129箇所、学術・研究レベルで計58箇所となっている。

CAEプログラムの規模・管轄は大学によってまちまちだが、2年制大学及び小・中規模の4年制大学の多くは、ATE（Advanced Technology Education）というサイバーセキュリティの専門的な研究を行う機関をハブにしたネットワークを通してプログラムの充実を図っている。ATEセンターはアメリカ国立科学財団（NSF=National Science Foundation）の資金によって設立された4つの国指定の研究所で、CAE資格認定の手続き、モデルカリキュラムの提供、Webinar（インターネット公開による研究セミナー）、州・地域レベルでのCyber Defenseの学生大会、2年制及び4年制大学を対象とした研究会合など、様々な技術研究や知識・情報の提供を加盟大学に対して行っている。一方、研究・教育機関として名高い総合大学や米軍系の大学では州又は連邦政府、民間企業、シンクタンク、国家科学研究機関、大学同窓会などによる豊富な資金提供を元に、大学学部とは独立した研究機関や学部内に独自の専門プログラムを築き上げている。これらの大学の多くは、他大学間の研究会合や、地元コミュニティや区役所、州内外の民間企業や非営利団体などと連携しながら、ネットワーク情報セキュリティに関するセミナーやワークショップ、トレーニングなどを定期的に行っている。

学問としてのサイバーセキュリティは、主にコンピューターサイエンスや情報処理を中心とした理工系のプログラムという印象を受けがちだが、実際には法学、犯罪学、ビジネス、公共政策、安全保障、国際関係などの文系のプログラムにも登場している。サイバーセキュリティの研究で名高い大学の多くは、独自に専用の学科や研究室を設けており、中には学位（学士、修士あるいは博士）として提供している所もある。

主な研究成果

本テーマは1月に臨時決定され、米国大学におけるサイバー教育プログラムの開発及びその動向（上記参照）としてスタートした。このプロジェクトは、東大大学院研究科における秋学期の公共政策のコース導入に合わせて立ち上げられたもので、前年度3月に一通り報告書が完成し、林所長宛に提出された。現在、当大学学部内にて調整中で、経過を見守りながら、引き続き調査や説明会などを今後検討していく予定である。尚、上記テーマは本年度4月付けで、改めて情報技術の深化・政策との提携研究プロジェクトとして引き続き行われることが決定された。

研究員



渡辺 健 客員研究員

4. 発信活動

MIGA シンポジウム

アジア太平洋の新秩序研究プロジェクト：国際シンポジウム

「日米中 ASEAN は今何をすべきか ～アジア太平洋地域の平和と発展に向けて～」

開催日	2015年4月6日
会場	明治大学グローバルホール
共催	明治大学国際総合研究所、東京財団
プログラム	開会の辞 基調講演（福田康夫 元内閣総理大臣） 質疑応答 【パネル・プレゼンテーション】 【パネル・ディスカッション前半】 【パネル・ディスカッション後半】 質疑応答 閉会の辞
スピーカー	福田康夫（元内閣総理大臣） イアン・ブレマー（ユーラシア・グループ代表） 朱鋒（南京大学中国南海研究協同創新センター主任/北京大学教授） ジョージ・ヨー（ケリー・ロジスティクス・ネットワーク会長、 元シンガポール外務大臣、通商産業大臣） 田中均（日本総研国際戦略研究所理事長/元外務審議官） 秋山昌廣（東京財団理事長） 伊藤剛（明治大学教授） 渡辺恒雄（東京財団政策研究事業ディレクター兼上席研究員） 川口順子（明治大学特任教授/東京財団名誉研究員/元外務大臣、環境大臣） 林良造（明治大学特任教授/国際総合研究所所長）

アジア太平洋地域と国際関係学（国際大学との共同研究）研究プロジェクト： 国際シンポジウム

『「海のアジア」における国際協調—平和と安定の促進のために』

開催日	2015年7月22日
会場	明治大学グローバルホール
共催	明治大学国際総合研究所、国際大学
プログラム	開会挨拶 問題設定 基調報告 【第1セッション】アジアにおける大国と周辺国の認識 【第2セッション】アジアの海洋安全保障における主要アクター 総括 閉会の辞
スピーカー	勝悦子（明治大学副学長） 伊藤剛（明治大学政治経済学部教授） 香田洋二（ジャパンマリンユナイテッド株式会社顧問/元海将） 鈴木健人（明治大学准教授） デビッド・アラセ（ジョンスホプキンス大学教授） アレックス・ヴービン（アジア太平洋安全保障センター准教授） 佐藤考一（桜美林大学教授） ヴァージニア・ワトソン（アジア太平洋安全保障センター准教授） 信田智人（国際大学副学長） 李永樹（明治大学ポスト・ドクター研究員） 薛力（中国社会科学院世界经济与政治研究所主任） ファン・カンミン（ベトナム国家大学人文社会科学院副院長） 葉秋蘭（台中科技大学助理教授） 山田吉彦（東海大学教授）

医療政策（海外の医療機器メーカーの海外展開戦略に関する調査）研究プロジェクト：国際シンポジウム

「医療分野の研究開発に関わる新たな取り組み」

開催日	2015年8月18日
会場	東京大学本郷キャンパス医学部教育研究棟14階 鉄門記念講堂
主催	東京大学政策ビジョン研究センター（PARI）、政策シンクネット
共催	東京大学 Global Leader Program for Social Design and Management（GSDM）、明治大学国際総合研究所（MIGA）

プログラム

開会挨拶

【第1セッション】

基調講演1：「医療研究開発機構の取り組み」

基調講演2：「国家戦略と研究開発」

基調講演3：「臨床現場と研究開発」

基調講演4：「医療・医薬品行政と研究開発」

パネルディスカッション1：「日本における新たな取り組み」

【第2セッション】

基調講演1：「医薬品開発のフロンティア 1」

基調講演2：「医薬品開発のフロンティア 2」

基調講演3：「医薬品開発のフロンティア 3」

パネルディスカッション2：「臨床研究をめぐる国際的な潮流」

【第3セッション】

基調講演：「医療分野の研究開発の展望」

パネルディスカッション3：「全体の総括、今後の展望」

閉会挨拶

スピーカー

城山英明（東京大学公共政策大学院長）

末松誠（日本医療研究開発機構 理事長）

松本洋一郎（理化学研究所 理事）

永井良三（自治医科大学 学長、政策ビジョン研究センター 顧問）

森和彦（厚生労働省医薬食品局審査管理課 課長）

鈴木寛（東京大学公共政策大学院 教授）

江崎禎英（経済産業省商務情報政策局ヘルスケア産業課 課長）

松田譲（文部科学省革新的イノベーション創出プログラム、

COI STREAM ビジヨナリーリーダー、

公益財団法人加藤記念バイオサイエンス振興財団 理事長）

Dr. David Epstein (Pharmaceuticals Division Head, Novartis AG)

野木森雅郁（アステラス製薬 代表取締役会長）

中尾浩治（テルモ 代表取締役会長、

一般社団法人医療機器産業連合会 会長）

宮田満（日経 BP 社 特命編集委員）

Mr. Bruce Goodwin (President, Janssen Pharmaceutical KK,

Vice Chair, PhRMA)

武田俊彦（厚生労働省大臣官房審議官（医療保険担当））

大西昭郎（東京大学公共政策大学院 特任教授）

医療政策（医療技術評価）研究プロジェクト：国際シンポジウム

「How can HTA meet the needs of health system and government decision makers?」

開催日	2015年10月28日
会場	ESSEC Asia Pacific
主催	Meiji Institute for Global Affairs, Meiji University
共催	HTA Project, Graduate School of Public Policy, The University of Tokyo, Japan, and Institute of Health Economics and Management, ESSEC Asia Pacific, Singapore
プログラム	Opening remarks Welcome remarks Presentation1 : "Overview of HTA and PPA partnerships in Singapore" Presentation2 : " Overview of HTA and PPA partnerships in Japan" Presentation3 : " Industry Perspective regarding HTA and PPAP in the Asian regions" Presentation4 : " Industry Perspective regarding coming new policy in Japan" Presentation5 : " Industry Perspective from Europe regarding Germany and Japan" Roundtable workshop : "PPA partnerships on HTA: how can we strengthen for what priorities?" Closing remarks
スピーカー	Allen Lai, Director, Institute of Health Economics and Management, ESSEC Asia-Pacific Hong Li, HEOR director, AbbVie, Singapore Bruno Rossi, Senior advisor, Bayer Japan Joerg Mahlich, Director, Health Economics Department, Jansen Pharmaceutical KK, Japan Gérard de Pouvourville, Chaire ,ESSEC Santé

Sachie Inoue, research director, Crecon Medical Technology Assessment,
Tokyo

Isao Kamae, Senior faculty, MIGA and Professor, University of Tokyo
Adjourn

Akio Onishi, Visiting Professor, MIGA, Meiji University

Ryozo Hayashi, Director, Meiji Institute for Global Affairs

Takashi Sugimoto, Graduate School of Public Policy, The University of
Tokyo

グローバルファイナンス研究プロジェクト：シンポジウム

「金融経済情勢とグローバル経営に於ける企業の財務戦略」

開催日 2016年3月29日

会場 明治大学グローバルホール

主催 明治大学国際総合研究所

後援 日本 CFO 協会、KPMG/あずさ監査法人、野村ホールディングス

司会：三和裕美子（明治大学商学部教授）
開会挨拶：川口順子（明治大学国際総合研究所特任教授、元外務大臣）

基調講演：「金融経済情勢と企業経営」
行天豊雄（国際通貨研究所理事長）

講演：「最近の国際協力銀行（JBIC）の取り組み」
矢島浩一（国際協力銀行副総裁）

パネルディスカッション：

「グローバル経営に於ける企業の財務戦略、
リスクマネジメント、財務ガバナンスのあり方と課題」

<パネリスト>

勝悦子（明治大学副学長、政治経済学部教授）

栗原宏（KPMG/あずさ監査法人、
金融アドバイザリー部マネジング・ディレクター）

中村豊明（日立製作所代表執行役副社長 CFO）

藤塚主夫（小松製作所取締役専務執行役員 CFO）

<モデレーター>

藤田純孝（明治大学国際総合研究所フェロー、日本 CFO 協会理事長）

閉会挨拶：坂本恒夫（明治大学国際総合研究所副所長）

国際会議への出席

OECD - ワークショップ “ALZHEIMER'S DISEASE and other DEMENTIA: THE WAY FORWARD.”

出席者：医療政策データベースプロジェクト 大西昭郎客員教授、佐藤智晶共同研究員

開催日：2015年12月15日～16日

開催地：Lausanne（スイス）

日 ASEAN 情報セキュリティ政策会合

出席者：情報技術の深化と政策研究プロジェクト 林良造所長

開催日：2015年10月14日～16日

開催地：ジャカルタ

MIGA における研究事業の紹介、シンポジウムやセミナーの案内等、MIGA の研究活動について情報を発信しています。

MIGA コラム

2013 年度より開始したコラムは『MIGA 世界診断』では、MIGA 所属の教員・研究員が、各専門分野における世界、そして日本が抱える課題について、タイムリーに分析し、執筆しています。

MIGA 世界診断コラム

		(講師敬称略)
2015/05/07	日本経済は再生するか「成長戦略の中間評価」	林 良造
2015/05/28	B I S 規制と巨大銀行の経営戦略	坂本 恒夫
2015/06/16	海の資源を守る～私たちに出来ること	川口 順子
2015/06/30	中国の鉄鋼事情	根津利三郎
2015/07/27	ヘルスケアは社会の変革を導く？	大西 昭郎
2015/08/18	バイヤー主導の技術移転のもたらすもの	西村 英俊
2015/09/01	コーポレートガバナンス改革 -その後の動向-	藤田 純孝
2015/10/16	民主化のパラドックス：リビアの事例	中川 恵
2015/11/11	静かに進む日本の外国人受け入れ政策	萩原 誠司
2015/11/19	中国 TPP 加入への可能性	関山 健
2016/01/14	米中日の新時代-日本の立ち位置とは	鎌江 一平
2016/01/19	個別化医療のさらなる展開に向けて	佐藤 智晶
2016/01/27	成長するアジア「市場」への進出 -南アジア地域の保健医療の現状によせて-	深澤 光樹
2016/01/29	イラン出張から帰って	山内 昌之
2016/02/16	東西におけるそれぞれの難民事情	劉 曉燕
2016/03/10	イスラーム過激派を生み出すもの-チュニジアからの視点	山中 達也

2015/11/13 長すぎる米大統領選挙

2015/10/05 中国ショックをどう乗り越えるか

2015 年度学部間共通総合講座（動画配信）

『役に立つ「世界情勢の読み方」』（春学期）

（講師敬称略）

第 1 回(4/13)	グローバリゼーションと日本	林 良造
第 2 回(4/20)	中東の歴史的変動とは何か	山内 昌之
第 3 回(4/27)	サイバー戦争最前線	清貞 智会
第 4 回(5/11)	国家安全保障会議の規範分析 — I 創成期	萩原 誠司
第 5 回(5/18)	日中関係の展望	関山 健
第 6 回(5/25)	グローバル金融市場の現状と課題	林 秀毅
第 7 回(6/1)	国際紛争における彼我の評価と誤算	奥村 準
第 8 回(6/8)	E U の現状と課題	藤田 純孝
第 9 回(6/15)	海洋の環境問題とガバナンス	小林 尚明
第 10 回(6/22)	ユーロ危機はなぜ起きたか	岡部 直明
第 11 回(6/29)	「ジャスミン革命」から 3 年: マグリブ諸国の民主化と今後の課題	中川 恵
第 12 回(7/6)	医療分野の技術革新やイノベーションに関わる話題	大西 昭郎
第 13 回(7/13)	ワシントン・コンセンサスと北京コンセンサス	川口 順子
第 14 回(7/20)	総括、主役なき世界の選択	岡部 直明

『役に立つ「世界経済の読み方」』（秋学期）

(講師敬称略)

第 1 回(9/21)	ユーロ危機をどう克服するか	岡部 直明
第 2 回(9/28)	海の経済学	奥村 準
第 3 回(10/5)	中東の構造的変動とは何か	山内 昌之
第 4 回(10/12)	グローバリゼーションと日本	林 良造
第 5 回(10/19)	「地代国家」の富は、国民に豊かさをもたらしたか？ 中東・北アフリカ地域の事例	中川 恵
第 6 回(10/26)	ビックデータと法規制	清貞 智会
第 7 回(11/9)	日本の S I D (Sparsely Inhabited District) とアジア	萩原 誠司
第 8 回(11/16)	日本企業の東アジアビジネス動向	関山 健
第 9 回(11/23)	広域経済連携の動き—TPP と RCEP を中心に—	小林 尚朗
第 10 回(11/30)	総合商社の成長戦略とリスクマネジメント	藤田 純孝
第 11 回(12/7)	グローバル化：国民国家の形成と解体	奥村 準
第 12 回(12/14)	米国と中国～21世紀の大国とは何か～	川口 順子
第 13 回(12/21)	外為市場の展望	林 秀毅
第 14 回(1/18)	総括、グローバル資本主義の光と影	岡部 直明

報告書等

【受託研究報告書】

東アジア経済統合研究会

2016/03 「ASEAN を中心とした新興国のコーポレート・ガバナンス」 研究会報告書
タイ・マレーシア・ベトナム・インドネシア

医療政策（海外の医療機器メーカーの海外展開戦略に関する調査）研究会

2016/02 「平成 27 年度海外の医療機器メーカーの海外展開動向に関する情報の収集」
報告書

情報技術の深化と政策（情報セキュリティ・プライバシー）研究会

2016/03 「ASEAN 地域における電力網整備状況と次世代電力網の可能性に関する基礎的調査」
報告書

【提言書】

アジア太平洋の新秩序（公海ガバナンス）研究会

2016/03 「国家管轄権外区域の海洋生物多様性（BBNJ）についての見解」

【出版】

東アジア地域協力研究会

2016/02 「新・アジア経済論 中国とアジア・コンセンサスの模索」

明治大学国際総合研究所設置要綱

2011年3月15日制定

2010年度例規第26号

(目的及び設置)

第1条 明治大学（以下「本大学」という。）は、明治大学研究・知財戦略機構規程第18条の規定に基づき、国際的な諸問題を研究課題とし、その解決策を探求及び立案することにより、国際社会への政策提言を図り、もって世界平和と人類の福祉に貢献することを目的として、明治大学研究・知財戦略機構（以下「機構」という。）の下に、国際的研究拠点としての明治大学国際総合研究所（以下「研究所」という。）を設置する。

(事業)

第2条 研究所は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国際的な諸問題にかかわる政策提言型研究の推進
- (2) 本大学及び国際社会からのニーズに基づく研究支援活動
- (3) 学内外の研究機関等との連携活動
- (4) その他研究所の目的達成のために必要な事業

(組織)

第3条 研究所は、次に掲げる者をもって構成する。

- | | |
|---------|-------|
| (1) 所長 | 1名 |
| (2) 副所長 | 3名以内 |
| (3) 所員 | 25名以内 |

(所長)

第4条 所長は、研究所の業務を総括し、これを代表する。

- 2 所長は、本大学の教員の中から学長の推薦により、理事会において任命する。
- 3 所長の任期は、2年とする。ただし、任期途中に交代する場合は、前任者の残任期間とする。
- 4 所長は、再任されることができる。

(副所長)

第5条 副所長は、所長を補佐し、所長に事故あるときは、あらかじめ所長が定めた順位により、その職務を代行する。

- 2 副所長は、本大学の教員の中から所長が推薦し、研究・知財戦略機構長（以下

「機構長」という。)が任命する。

- 3 前条第3項及び第4項の規定は、副所長の任期及び再任について準用する。
(所員)

第6条 所員は、研究所の目的達成に必要な業務を遂行する。

- 2 所員は、国際的な諸問題に関連する研究分野に関して専門知識を有する本大学の教員及び国内外諸機関の研究員の中から所長が推薦し、機構長が任命する。
3 第4条第3項及び第4項の規定は、所員の任期及び再任について準用する。ただし、当該任期中に所員としての任務を終了した場合は、この限りでない。

(運営委員会)

第7条 研究所の運営に関して、次に掲げる事項を審議するため、研究所に運営委員会を設置する。

- (1) 第2条に規定する事業及びその事業計画に関する事項
(2) 研究所の予算及び決算に関する事項
(3) 機構長からの諮問に関する事項
(4) その他運営委員会が必要と認めた事項

(運営委員)

第8条 運営委員会は、次に掲げる運営委員をもって構成する。

- (1) 所長
(2) 副所長
(3) 所長が指名する所員 5名

- 2 運営委員の任期は、職務上運営委員となる者を除き、2年とする。ただし、任期途中に交代する場合は、前任者の残任期間とする。

- 3 運営委員は、再任されることができる。

(会議)

第9条 所長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

- 2 運営委員会は、運営委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

- 3 運営委員会の議事は、出席運営委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 4 運営委員会は、必要に応じて、運営委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(研究部門)

第10条 研究所の事業を推進するため、研究所の下に、研究部門を置く。

- 2 研究部門の種類その他研究部門の運営に関し必要な事項は、所長が運営委員会の同意を得て、これを定める。

(経費)

第 1 1 条 研究所の経費（間接的な経費を除く。）は、原則として、学外諸機関等から交付される研究費、寄付金、賛助金等の収入をもって支弁する。ただし、必要に応じて、事業を推進するために機構に配付された予算から支弁することができる。

（事業報告等）

第 1 2 条 所長は、毎年度、所定の期日までに、事業報告書を機構長に提出するとともに、研究・知財戦略機構会議（以下「機構会議」という。）において当該研究成果を報告しなければならない。

2 前項のほか、機構長は、事業報告書等に基づき、必要に応じて、第三者評価を実施することができる。

（改善指導等）

第 1 3 条 機構長は、前条第 2 項に規定する評価の結果等に基づき、研究所が第 1 条に規定する目的を達成できる状況にないと判断したときは、所長に対し、研究所に係る研究体制の改善指導又は解散を命ずることができる。

（事務）

第 1 4 条 研究所に関する事務は、研究推進部が行う。

（要綱の改廃）

第 1 5 条 この要綱を改廃するときは、運営委員会及び機構会議の議を経なければならない。

（雑則）

第 1 6 条 この要綱を施行するために必要な事項は、運営委員会及び機構会議の議を経て、所長が定める。

附 則（2010 年度例規第 26 号）

この要綱は、2011 年（平成 23 年）4 月 1 日から施行する。

（通達第 1986 号）

Contact

明治大学国際総合研究所

Meiji Institute for Global Affairs (MIGA)

〒101-8301

東京都千代田区神田駿河台 1 - 1

グローバルフロント 16 階

TEL 03-3296-3622 Fax 03-3296-3590

16th Floor, Global Front Building

1-1 Surugadai, Kanda

Chiyoda-ku, Tokyo 101-8301

JAPAN

Phone: +81-3-3296-3622

Fax: +81-3-3296-3590

E-mail: miga@meiji.ac.jp

Website: www.meiji.ac.jp/miga

